

令和5年9月19日(火曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	濱村美香	2番	山本牧夫	3番	澳本哲也
4番	宮地葉子	5番	宮川徳光	6番	浅野修一
7番	水野佐知	8番		9番	山本久夫
10番	吉尾昌樹	11番	小松孝年	12番	矢野昭三
13番	矢野依伸	14番	中島一郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	渡辺健心
		住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	斉藤長久
まちづくり課長	徳廣誠司	産業推進室長	秋森弘伸
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	岡本浩
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦 書記 山崎あゆみ

令和5年9月第4回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和5年9月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：5番から8番まで）

議 事 の 経 過

令和5年9月19日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますのでよろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

おはようございます。昨日は、敬老の日でした。

国民の祝日ということで、例年、町内の各地区の集会所などで、該当者をご招待して、お祝いの行事が行われておりました。

しかし、このような関係で、ここ3年ほど、一同に会しての祝賀行事は自粛が続いていましたが、今年、コロナが5類になったとのことで、以前のような、お祝いの席が設けられるのではと期待しておりましたが、最近のコロナの感染状況もあり、私の住む地区では、大事をとりまして、一同に会しての祝賀行事は、自粛ということになりました。

該当の皆さんには、お祝いの品物をお配りしたことでした。

幸いといいますか、町内には以前のように、一同に会してのお祝いをされたところもあったとのことです。

今回は3問の質問を致します。

当黒潮町は、人が元気、自然が元気、地域が元気黒潮町として、それを合言葉、キャッチフレーズしております。

それもありまして、1問目は、大気、空気ですね、2番目は、水と、しまして、自然が元気にということに関連した環境改善についての質問を致します。

では、通告書に基づきまして1問目です。

脱炭素社会に向けてと致しまして、当町は、2021年6月にゼロカーボンシティーを宣言致しました。

2050年、温室効果ガス排出量実質ゼロを目標としております。

加えて、環境省が募集しました脱炭素先行地域に、当町は、今年4月28日付けで採択された状況下、以下を問うとしております。

まずカッコ1番としまして、脱炭素先行地域の概要と、当面の事業の流れは、としております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

おはようございます。

それでは宮川議員の一般質問、脱炭素社会に向けてのカッコ1、脱炭素先行地域の概要と当面の事業の

流れについてお答え致します。

2021年6月にゼロカーボンシティを宣言して以降、公共施設や文教施設へPPA事業による太陽光発電設備の整備を実施してきたほか、昨年度は黒潮町地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定し、2050年度に向けた黒潮町の向かうべき未来の青写真を住民の皆さまから頂いたご意見などを反映しながら作り上げたところです。

この計画策定において、黒潮町の温室効果ガス排出量を調査したところ、CO₂、つまり二酸化炭素が9割をしめており、残りの1割をフロンやメタン等が占めています。

排出される二酸化炭素は、事業所やご家庭の電力由来のものが約7割となっており、まずは、化石燃料によって発電された電気を再生可能エネルギーへ転換することがCO₂削減に繋がる効果的な手法だと認識をしております。

そうしたことから地球温暖化対策実行計画、区域施策編においては減らす、創る、吸収する、の大きく3つの方針を定め、それぞれ対策を進める計画となっております。

そうした中、議員ご質問のとおり、国が2050年カーボンニュートラルに向けて実施する脱炭素先行地域に黒潮町が選定をされました。

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めて、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するモデル的な地域として、環境省が国内で少なくとも100か所を選定するもので、現在までに62か所が選定をされている状況です。

黒潮町が脱炭素先行地域に採択いただいた提案の概要としましては、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン防災型まちづくりをタイトルとして、以前に津波防災対策として実施した戸別津波避難カルテを作成した経験を生かし、脱炭素カルテを全世帯で作成し、各家庭に合った省エネ、再エネ設備の導入を促進するとともに、避難行動要支援者が避難後に即時的、継続的にエネルギー利用が可能となる体制を確保するため、公共施設や福祉施設に太陽光発電、蓄電池等を導入しながら町全域を脱炭素化していく計画となっております。

当面の事業の流れとしましては、先ほど申し上げた脱炭素カルテ作成のため、各ご家庭への訪問を実施するとともに、町も出資を予定している新エネルギー会社設立を進めて、まずは、公共施設を中心とした太陽光発電設備等の再エネ設備導入を進めていく予定です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

内容をお伺いしました。今の説明の中にありました、脱炭素カルテ作成に向けて、訪問員を雇用をして取り組むというようなことがありましたけども、これは先の6月定例会で補正がありました。

この部分の、もう少し詳しい内容と、現在の進捗状況。それから新事業として、今9月定例会にも、新エネルギー会社補助金として、3億4,500万ほどのお金が、また新会社への出資金として510万円の予算が計上されておりますが、新会社の内容、事業の内容とかいったものについて、わかれば教えてください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

1点目の脱炭素カルテの内容につきましては、1番はご家庭の電気使用量の現状把握をさせていただきたいと思っております。

その上で、効果的な再エネ手法。この部分を削減することができる、そういった話を、コミュニケーションをとりながら、お1人お1人ご家庭ごとに対策の方を違ってくると思いますので、その効果的な削減のための現状把握をまずはしたいというのがカルテの目標、目的でございます。

2点目の進捗につきましては、会計年度任用職員の雇用を、9月募集して、雇用ができました。

今後も、あと2名ほど、雇用ができそうな予定になっておりますので、すぐご家庭訪問という形にはならず、まずはいろんな温暖化に対する知識を得た上で、訪問したいというふうには考えております。

3点目の新エネルギー会社の内容でございますが、こちらが国からの脱炭素先行地域に採択された、自治体に再エネ交付金という基本、交付率として3分の2の補助事業がございまして、その補助金を活用して、新しい会社が地域のエネルギー会社として、PPA事業ですね、そういったものをメインに、地域のエネルギー会社として、経営ができていくような方向性を目指しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

訪問員については今月、今現在で2名を確保して、残り2名について、確保して、取り組むというような話でした。

新エネルギー会社ですけども、今議会3億5,000万円程度の多額の資金が導入予定となっております。

その、どういったがに、多額の資金言いますか、投資言いますか、どういった項目でそういった額になるのかわかれば教えてください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

事業の内訳としましては、本年度については公共施設がメインになってきます。

公共施設、また避難所を兼ねている場所についてですね、太陽光発電設備の導入、また、蓄電池の導入をセットで考えております。

そういった経費として補助金というかたちで新エネルギー会社に補助をし、そこがその事業を実施していくということになりますので、本年度については公共施設がメインとなります。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

こういう、ちょっと私、聞き洩らしてあるかちょっと勘違いしたところあるかもしれませんが、カッコ1として当面の事業の流れということで、会社設立をして、まず設立をして、それからその会社にいろんなことを、委託ですかね、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、そういった流れになろうかと思うんですが、その辺の中身を教えてください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほど当面の流れとしましてカルテの作成というのは、町が行っております。

もう一つの事業に関しては、今本議会で上程させていただいております。

出資金とかですね、補助事業を活用して、会社組織が設立された後、先ほどご説明した PPA 事業、公共施設をメインとした PPA 事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

この、9 月定例会で予算が認められて、そういうことが動き出すということで、だったと思いますが。

新会社についての説明は、以前、全員協議会で、議員は受けたわけですけども、その中でですね、新会社の営業項目といったものが、14 個項目ぐらいその資料にはありまして、電力の小売り、卸売といったところから、地産地消に関するものまで、かなり多岐にわたっております。

その中には、損害保険の事業もあるように書いていたと思いますけども、そういった事業、新電力会社が動き出す、動き出すゆうがは決定してないわけですけども。予想として、動き出したときに、多岐に、営業項目が渡っておりますので、町内に既存の各そういった関連の事業所さんなんかへの影響があるのではというふうに、憶測ですが、そういった点などはどのように考えておられるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

町内事業者との競合については、当然考えておまして、会社設立において定款を作成するにあたっては、可能性もある想定される業務というのも記載をしております。

すべてをするというわけではございませんが、可能性のあるものについて、項目として書いておるのが、現状です。

議員ご質問のとおり、町内事業者さん等との競合をしてまで進めていく必要はないと思っておりますので、むしろ、町内事業者様と連携して進めていけるような形の組織とするべきだなと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

事業を進めるにあたって、町内に既存の業者と連携という言葉がありましたけども、すごいいいことだなというふうに聞こえました。

では、カッコ 2 の先行地域の選定を受けて、これまでの脱炭素関連の事業計画等に変更があるかとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問カッコ2、先行地域の選定を受けて事業計画などに変更はあるのかについてお答えを致します。

本年4月の脱炭素先行地域の選定結果公表後、選定いただいた提案書に基づく事業計画を5月末に環境省に提出し、7月10日付けで本年度事業の内示をいただきました。

その後、事業計画に則った内容で本年度事業に係る交付申請を提出し、8月21日付けで交付決定通知をいただいたところです。

以上のことから、現時点で環境省へ提出した事業計画の内容に変更はありません。

今後、事業を進める中で変更事項が出てくることは考えられますので、必要に応じて伴走支援をいただいております環境省四国事務所や、共同提案者の方々と調整しながら進めてまいります。

また、脱炭素先行地域を選定する環境省の評価委員会から、選定後も進捗状況等についてフォローをいただいております。こちらについても、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

ここへ立つたびに、私の文章力の無さがなせる技なのかなあというふうに思うことが多々ありますが。今回も、カッコ2の先行地域の選定を受けて、これまでのというところの、解釈がちょっと違っているようでして、私にはとれまして。先行地域の選定を受けるまでに、ゼロカーボンシティ宣言をやった後でもいろいろ事業計画なんかがあったのではないかなと思う中での質問です。

そういった意味で問います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

これまでの事業についての変更というご質問だと思いますが、そもそも黒潮町の脱炭素の取り組みというものがこの先行地域に選ばれるための計画ではございません。

もともと方向性としては、地球温暖化対策実行計画等も策定して、将来に向けた方向性というのは定めておりまして、それを具体化するための財政支援が、先行者利益を享受できるという意味で脱炭素先行地域というものに応募をして採択をされています。

ですので、方向性として変わるものではございませんし、計画自体が変わるものではありません。

今回の採択を受けて、その計画の具体性が高まったということでご理解いただければと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

そういう答弁であれば納得致します。

中でも、具体性が高まったということで、より安心を致しました。

とうことでカッコ3の脱炭素の取り組みを産業振興に結びつけたいとのことでしたが、現時点での見通しは、産業振興に結びつけるという観点での質問です。

今までの質問で、被るところがあるようにも思いますけども、答弁願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問カッコ3、脱炭素の取り組みを産業振興に結びつけたいとの事であったが、現時点での見通しについてお答えします。

脱炭素の取組みについては、CO2を減らすと同時に、地域課題の解決にも寄与するものであるべきだと考えております。

先ほどお答え致しました脱炭素先行地域の選定におきましても、地域課題の解決に資する取組であることは大きく評価をされた部分であり、脱炭素は当町の地域課題である人口減少や防災対策、そして産業の衰退化を解決する手法の一つとして捉えております。

議員ご質問の産業振興に寄与するひとつの例としましては農業用ハウスにおける脱炭素化が挙げられます。

現在はハウス内を加温するため、重油ボイラーを使用しているケースが多いと認識をしています。これを電気を利用するヒートポンプに転換することで排出するCO2を抑制に繋げたいと考えております。

価格高騰の影響を受ける化石燃料から、価格高騰の外的要因がない再生可能エネルギーへ転換することで、安定的かつ持続的な農業経営に繋がるものと捉えておまして、こちらについては、黒潮町農業公社のハウスにて先行的に実施をし、モデルケースとして営農される皆さまへ展開させていきたいと考えております。

また、高規格道路事業の進捗に併せて移転が必要な黒潮町缶詰製作所についても、町内製品の加工、販売にて産業振興に寄与するものと捉えておまして、こちらについても太陽光発電設備や蓄電池を導入することで安定的な経営かつ、ブランドイメージの向上にも繋がるものだと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

産業振興に結びつけるということの1例として、農業用のハウスで使用する熱源としてヒートポンプに変更すると。それも素晴らしいことだとは思いますが、既存の産業に、追い風を吹かせるというような意味合いに私はとったわけですが。そういったのではなくて、例えばそのヒートポンプの例でしますと、そういったものをちょっと例が悪いかもしれませんが、そういったものを作る産業、新しい産業を、この脱炭素の取り組みの中で、新しい産業への取り組みということについての見通しはないですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

新しい産業というわけではないんですが例えば、先ほど少しご説明した、地域のエネルギー会社等については、将来的には雇用の確保が見込まれる事業だと思っております。

もちろん、先ほどご説明した農業、既存の事業の後押しという面もあるんですが、できれば新たな雇用に繋がるような施策というものを今後は考えていく必要があると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

まだ予算が確定してない段階でのいろいろな質問で誠に申し訳ないのですが、新しい雇用の場ですかね、そういったものの、これは町長に答弁いただいた方がいかも。全体的な話ですので。脱炭素の取り組みがですね、人口は減少に悩んでいう当町によって雇用がですね、そういったものの確保といった面を考えているのは、非常に新会社を設立するには有利だと考えているところですが。繰り返しますけどまだ予算が決まってない段階での、いろんな思いの話になろうかと思えますけども、考えがあれば、教えてください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問に私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

この先行地域の事業というのは非常に可能性がある事業であると思っております。といいますのは町だけで提案している事業じゃなくて、共同提案している民間の企業との連携ができるので、そっちの方での連携はどれぐらい考えるのか、これは連携、事業を実施しながら実現可能な部分を探っていきたいと思っております。

ただもう1つの、現実に、もう少し現実的な話を申し上げると、カルテの作業、各地域各ご家庭に調査員が行って、各ご家庭の電気の使用状況を調べていって、そしてその改善は図る。生活の向上と、或いは光熱水費の抑制では、細かく点検していくわけでございますけれど、そういうことをするその後ですね。後については、既存の町内にある、例えば家電の事業者とかですね、町内にある建設事業者とか、そういうふうな方たちとの連携がどれぐらいできるか模索をしていきたいと思えます。

今までの例でいうと、今まで当町で耐震事業、地震の耐震事業の建築業者との連携がございましたけれど、そういうふうな地域内の既存の事業者の活性化に繋がる方法を図ると具体的に、見えてくるんじゃないかというふうになってまして、大きな会社を、例えばヒートポンプの製造会社を作るというイメージはまだできてなくて、そういうものよりも小さな町内にある、既存の事業者の活性化、そういうところから入っていければなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

既存の町内業者の方に配慮を重点的にというふうに私はとりましたけども、配慮をしていただけるということで、すごいいい事業になるのではというふうに感じました。

それから今日、今朝言いますか改めて、黒潮町ゼロカーボンシティ宣言というのを、読まさせていただいて、これは一昨年の話なんですけども、改めて良い取り組みというふうに感じました。

今の町長の答弁ともマッチングしてですね、良い方向に進むのでは、というふうな思いでおります。

1 問目は終わりました、2 問目へいきます。

2 問目、海の環境保全についてとしております。

この海の環境保全についてという、質問事項で、まるっきり同じ質問事項で、平成 28 年 12 月の一般質問において、質問を致しました。通告書の中へ入ってますが、今回同じ内容での質問をするとしております。

生活様式の多様化などにより、水質汚染や、プラスチックごみなどが海の生態系に大きな影響を及ぼしていることは、国境を越えての大きな問題となっている。

一方、近年、沿岸域の藻場の減少は著しいものがあり、漁業や海の環境に多大な影響を与えており、当町内でもカジメなどの生育が見られなくなった場所も多くある。こういった状況下、以下を伺うとしております。

これはまるっきり今言ったように、28 年の 12 月にしたとき、一般質問したときの文章です。

カッコ 1 としまして、当町の沿岸域における課題と、その原因は、また、その対策はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮川議員の一般質問、海の環境保全についてのカッコ 1、当町の沿岸域における課題とその原因は、また、その対策についてお答えを致します。

水質汚染につきましては、家庭からの雑排水が、海洋へ流出することが要因だと考えられております。

また、海洋プラスチックごみについてですが、現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出している推計をされている中、このままでは 2050 年には、魚よりも海洋ゴミの方が多くなってしまおうとも言われております。

問題解決のためにはプラスチックが社会と持続可能性に対して重要な役割を持っている事を認識しつつも、海洋プラスチックごみの流出防止に世界全体で取り組む必要があることが環境省の海洋プラスチックごみ対策アクションプランにて示されておまして、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って真摯に取り組んでいくことが求められております。

議員ご質問の沿岸域における課題としては、先ほどお答えしたような原因から海の環境や生態系に影響がある可能性が懸念をされているところでございます。

水質汚染に係る対策としましては、これまでも合併浄化槽設置に係る補助事業により汚水処理率向上を図っております。また有用微生物等を活用した水質浄化に関する活動を町内でも実施していただいております。これらの活動を今後も伴走支援してまいります。

海洋プラスチックごみに係る対策としては、本年度も映画上映や環境列車イベント、ビーチクリーン活動を通じて海洋を含めた地球環境を考える機会を設け、啓発を実施してきました。

こちらにつきましても、今後も多様なイベントにより、啓発を続けてまいります。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

先ほど、平成 28 年 12 月に同様の内容で質問したと申しあげましたが、カッコ 1 の中の、その原因はという文言が、今回新たに付け加えております。

答弁としまして、海のと申しますか、海水の汚染申しますか、汚染ではありません。すみません。藻場などの減少の原因ということで、家庭排水という言葉の答弁がありました。

この家庭排水という、答弁もですねその通りだと思います。

私は川や海がちょっと悪い方向行ってるんじゃないかなあという思いがかなり以前からありまして、こういった環境の質問を議員になってもうかなりの回数をやっていますけども、原因についても、最初の頃の回答でも、その合成洗剤などを使い続けた結果というような答弁がありまして、そういった意味では、意識は一致しているのですが、その次の段階のところ、すごい次の段階いけないというような、現状、動いていないといった方が確かだと思うんですけども。そこのあたりの対策というのは考えていただいて、思っていたとおもいますけども。ただ変わっていないようにもとれるのです。平成25年の2月でしたか、当町でも、曾我部さんを講師にお招きして、環境改善の講演会がありましたが。曾我部さんは、講演会で何十年に渡って、その家庭排水などの環境に負荷の大きいものを、自分たちが使い続けた結果、こういうことになっている。

対策としては、負荷の大きくないものを使い続けることによって、何十年もかけて、元の状態に戻していきましようというような、意味合いの講演会だったと思うんですけども。そういった、ちょっと、目に見えにくいというか、ちょっとしたことの積み重ねで、気がついたらというようなことなので、そのあたりを皆で気がつくようにして、ちょっとしたことをみんなが変えることによって、変わっていくというような意味合いだったと思うんですが。

ここ3、4年程のコロナがあつたりして、いろんな活動が自粛して、県外への研修視察なんかも、町主催のですね、そういったものもない状態が続いておって、なかなかそれだけでなく何へんが沈み込んでいような状態なので、今の時期はなかなか難しいかもしれませんけども、言い続けるしかないのかなというふうに思って質問したところです。

関連するかどうかはあれですけども、質問を取り上げる1つのきっかけをですね、同僚議員が、今、チリメンジャコの現状言いますか。チリメンジャコが採れないという話がありまして。一時的なものであればいいんですけども、そういった方向に沈んでいっているのかなって、悪い方のことを考えまして。そうすると、最近クジラも見えなくなったんじゃないかなというふうなこともありまして。今の質問ですが、再度になるかもしれませんが、何かそういったことに対する対策、同じ答弁かもしれませんがお願いしたいと。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

直接的な対策としましては先ほどお答えした合併浄化槽の、普及促進ということにはなってくると思います。

また間接的なものとして、水質環境の変化というものが、生態系に及ぼす影響、また、水質に及ぼす影響というものがございまして、そういったことをまず広く知っていただく必要があるとは考えておりますので、先ほど少し答弁をさせていただいたような、例えばマイクロプラスチックなんかについても、世界中の問題になってきておりますので、そういった現状どうなっているのかという部分の、状況を知っていただくという意味では、やはり啓発というものが大事になってくると思いますので。先ほど少しお答えした、映画上映もそうですし、環境イベントを通じて、啓発活動というものは今後も進めていく必要が

あると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

同様の答弁のようにも聞こえましたけども。その中でちょっと私気になったのはですね、振り返ってみると、最初の質問、2回目くらいだったかな、合併浄化槽の話が結構ありまして、農集とか魚集とかいうのもその1つだと思うんですけど、そういった集団的に行われてその地区で対応してるというのは、まだプラスで素晴らしいことですけども、個人の家につけてとかいう話になりますと、つけていないところが大部分だと思います。

それで合併浄化槽を個人に設置する、地区で設置するということになってもそれに、原因となる、石油由来の合成洗剤なりが入っていったときに、それ、浄化されて、川なり海なりへ流れていくのかということもちょっと疑問がありますけども。総合的に見ると、町内の、大部分というような言葉が適当じゃないかと思うんですけども、そういうのは、未対応のような状態だと思うのですが、そのあたりの認識はどうです。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

合併浄化槽に転換される場合は新築がほぼ多いんですが、中には、既存の改修で、補助申請いただく方もいらっしゃるって、汚水処理率というのは年々増加はしております。

とはいえ全体100パーにはまだなっておりませんので、引き続き、こういった補助事業というものは続けていくべきだと思っていますし、先ほど、すべてが浄化されないというのも、ご指摘のとおりでして、なので、合併浄化槽を推進するとともに、環境負荷の低いものを使うという意識というものは、やはり先ほどの答弁させていただいたように、啓発が大事だと思っておりますので、環境負荷の低いものを使うと、選択すると、そういった啓発というものも同時に進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

個人、合併浄化槽設置率いいますか、そういうものがわかればまた教えてください。

それと、農集、漁集を含めて、合併浄化槽で対応している世帯、全体の何パーセントぐらいあるのか、わかれば教えてください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

普及率について手元に資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

環境住民課の方で個人のお宅の設置事業等の数値を把握するとともに、農集魚集等で、町全体の数字を把握している部分ありますので、今手元にないのでお答えはできないんですが、そういった資料というの

はございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

私が住んでる地区なんかを見渡しても私の隣は、合併浄化槽をつけております。

新築されたようなところ若い方が住まれてるところは、つけてるようにも見受けられますけども、大部分という言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、未設置のように私には見受けられます。

また、設置率も教えていただけるということです。

3 問目、ごめんなさい、カッコ 2 があります、カッコ 2 に行きます。

藻場再生に向けて、その後の取り組み状況はとしております。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員のカッコ 2、藻場再生に向けてその後の取り組み状況はのご質問にお答えします。

議員ご質問の、黒潮町海域における藻場再生に向けての取り組み状況になりますが、平成 28 年度以降につきましても、田野浦沿岸海域において、継続的な藻場の繁殖、保全に係る活動を展開しております。

藻場の役割としましては、小さな魚類の棲み家、また稚魚の抛りどころとなっており、大きく捉えると、地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素を吸収する多面的な役割もあるため、町としましては、漁業施策上重要な課題と認識をしております。現在、先ほど申しました、田野浦海域の面積 10 ヘクタールにおきまして、水産多面的機能発揮対策事業として、地元漁業関係者 42 名のご協力のもと、保全活動に関する協定を結んでおり、平成 22 年度より継続する事業となっております。

具体的な活動の内容としましては、母となる藻、カジメの管理や、天敵であるウニ類など食害生物の除去、藻の種苗投入などとなっております。

実際の作業は、現場海域での直接潜水による作業であり、当日の天候あるいは波浪の状況に左右されるため、保全活動をされる関係者の皆さまのご尽力により成り立っている事業でございます。

結果としまして、保全範囲の海域におきましては、現在も藻場類が十分に繁茂しており、事業効果も上がっているところでございます。

今後の、町内における藻場再生事業における新たな取り組みとしまして、現在、主にイセエビの投石魚礁に利用をしております、鉄鋼スラグを用いた藻場造成技術の情報収集を進めております。

いわゆる、鉄鋼副産物を利用し、製作したユニットを町内の沿岸浅瀬部に連続的に埋設し、その栄養分において藻の繁殖を促す技術でございますが、すでに国内において、数件の海域実証実験が行われていることも踏まえて、現在、積極的に沿岸部での実証実験を進めております日本製鉄株式会社と情報を共有し、町内沿岸でもこういった取り組みについて展開するべく、今後とも調査、更なる検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

対策をとってにおいて、相対的な効果が見られるというふうな内容だったと思います。

それからまだ新たな、技術の情報の収集もしていただいているとなっております。

カッコ1のところにもちょっと触れましたけども、海の水質が悪くなっているというようなことについて、例えば、藻場が無くなるだけではないですけども、海水言いますか、海の水質の状況がどうなっているか。

私は悪くなっているんじゃないかなというふうな危惧をしての質問してるわけなんで、ちょっと思い過ぎであつたらいいんですけども。その原因的なところが、わかれば教えてください。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

水質自体とはちょっとずれますが、議員のご質問の、藻場の減少する原因につきましては、その原因としましてさまざまな理由が考えられますが、1例としまして、地球温暖化における海水温の上昇や、それに伴い天敵であるウニの増加などが挙げられます。

その中で海水温の上昇につきましては、高知県の参考資料より土佐清水沖合における、昭和43年から令和4年までの8月期における海水温は、平均で27.87度であり、直近5年8月の平均は28.54度。昭和43年以降の観測データからは、平均1度の範囲で上昇をしております。

また、平成29年より始まった黒潮本流の大蛇行も本年で6年目を迎えており、観測史上最長となっているため引き続き、沿岸部の海水温の上昇にも影響を与えております。

水質につきましては、水産関係における町内漁港での水質及び水面下における採泥調査も含めて実施をしております。

現在までの調査結果につきましては、水質汚染などに係る異常となる数値は一切ございません。

しかしながら県内の主要な河川における調査結果を調べますと、近年は酸素濃度や塩分、また養分などが低下し、いわゆるやせた川へと変化しているとの情報もございます。

こういった貧栄養化における対策としましては先ほど申しました1例としまして鉄鋼スラグを用いた新たな事業展開を検討し、引き続き、情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

藻場がなくなる原因ということに特化した答弁だと思いますが。

カッコ1でもちょっと問いましたけども、海の汚染といったような、先ほどもちらっと出しましたチリメンジャコが採れない。それが、海の汚染によって、そういうことになっているということになれば、一過的なものではない、大きな問題だと思います。

そういったものについて、いろんな何かがあれば、対策を迅速に打っていただいていると思っておりますけれども、症状が出てから対策を打つ。対策に多額な費用をかけるということは、なんか、極論で言うと、無駄的なところがあるように感じます。

私の道理になりますけども、20歳過ぎごろやったでしょうか。体に赤い発疹案出たことがありまして、医者に診てもらいますと、原因は、これ、体につけているものが原因だから、これを外せば、外せばとい

うか、改善すれば直りますよというようなことで、その時は薬も出ずに、そのままにしておりましたら、徐々に直りました。

私が言いたいのは、そういう事象が起きたときに、違う病院にかかっていたら、薬を対処の薬をいただいて、治療することとなったかもしれませんが、原因を取り除かずに、治療を続けているとなおならないだけでなく、多額の出金を伴うというふうな、そういうふうなことが、あつたりしてですね。

原因、今回の3問目も、大きく言えば1問目も関連していますけども。原因になることを突き詰めているのはちょっとまだ厳しいかもしれませんが、そのことを、始めるに、始めるにあたっては、どういうことが原因でこういうことになってるかということが、分かればですね、すごい対応、効果的な対応ができるのでは、という思いがあつて、こういう質問をしております。

答弁はできませんので、そういう考えも持っていたいただければと思います。

ではカッコ3番の、移住者受け入れについてですが。当町を、居住地として選んでいただいたIターンの方々が、さまざまな面で活躍や貢献をして、地域を盛り立てていただいていることは周知の通りとなっております。

一方、転入者に地区の決まりごとなどを理解していただくのが難しいこともあるとの声も聞く状況下以下を問うとしております。

カッコ1番として、問題化した事例はあるかとしております。

答弁になります。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは宮川議員の移住者の問題化した事例につきましてお答え致します。

まず、移住の状況についてご説明致します。昨年度中に黒潮町に転入された方は341人で、このうち移住者とされる方は146人で、転入の約43パーセントを占めております。この移住の定義としましては、全国的に統一されたものではありませんが、高知県としては、住み続ける意思をもって県外から県内に生活の拠点を移すこととしており、転勤や進学などによる一時的な滞在は含んでおりません。黒潮町への移住も同様のルールにより集計してございまして、県内の他市町村からの移住のほか、関西圏からの移住が多い傾向にあります。

議員ご質問の問題化した事例につきましては、役場の移住支援窓口を通じて空き家バンクを利用している方につきましては、家主さんとの賃貸関係のトラブルや区長さんからの相談が主なものとなっております。また、地域おこし協力隊として移住してきた方につきましては、諸事情により退任したケースはございますが、地区の決まり事などにより大きな問題となった事例はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

この3問目は、私、もう10年ぐらい前になりますけども、区長を何年かやらさせていただいたこともありまして、その時にも、地区へ入ってきたいいただいた方に、地区内のルールといったものを理解していただくの、ちょっと考えさせられたこともありまして。また、現状でも、地区費などを収めてくれないような話も伺うこともありますので、こういう質問に至ったわけです。

問題化したことはない。移住支援窓口を通じての方にはないということでございました。

ちょっとそれるかもしれませんが、先日言いますか、移住者の方がちょっとしたことで、新聞に載っていたようなこともありまして、それは今回のあれと違いますけども、なるべく問題を起こさないでいただきたいということも含めての質問です。

カッコ2番の方へいきます。転入時、地区内の決まりごと等の遵守への意識づけをする仕組みづくりなどはできないかとしております。答弁願います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

宮川議員の地区内の決まり事などの遵守への意識づけする仕組みづくりにつきましてお答え致します。

移住希望者が居住物件を探しやすくするため、黒潮町では空き家バンクを運営しております。空き家バンクを利用するためには、事前に移住者住宅支援協議会に登録する必要があり、申請書類の確認のほか面接も行っています。

その際、田舎での暮らしを知っていただき、地区とのトラブルを未然に防ぐことを目的に、地域活動への参加や自治会費の納付、ご近所づきあいへの理解、同意をいただいた上で、空き家情報を提供することとしております。このように、移住の前段にワークショップを設けることで、議員がおっしゃる地区内の決まり事などの遵守への意識づけを図っているところでございます。

また、町で任用しております、地域おこし協力隊についても移住者ということになります。協力隊の面接試験では、職務への適格性だけでなく、協調性、社交性についても注視しており、プライベートの時間も町職員として自覚を持った行動をとることを確認したうえで採用の可否を判断しております。

さらに、空き家バンク利用者、及び地域おこし協力隊の居住地が決定した際には、職員が同伴のうえ区長さんへのご挨拶を設定し、区長さんから直接、地区の行事や気をつけてもらいたいことなどのお話をさせていただいております。

役場の移住支援窓口を通じて移住される方については以上のような対応をとっておりますが、空き家バンクを利用する必要がなく、直接転入手続きを済まされる方も多くいらっしゃることから、すべてにおいて声かけの機会がある訳ではございません。

町としましても、移住された方が地域になじんでいただき、定住に繋がってほしいと考えていますので、他市町村の状況も参考にしながら対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5番（宮川徳光君）

移住支援窓口を通じて移住していただいている、空き家バンクの利用者とか、地域おこし協力隊員とか言った方には、何か手厚い事前のひと手間を掛けていただいていると感じました。

カッコ2に書いている質問を用意したのは、今の話を聞いていると、移住者支援窓口を通じない、後の方にあつた、そこを通さない方について、該当するのかなというふうに聞いておりました。

該当しない方についての対応を仕組みづくりができないかということですが、そのあたり答弁願います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答え致します。

移住支援窓口を通さずに直接転入手続きをされる方も多くいらっしゃいます。

その際には、転入された皆さまへということで、転入者のアンケートを実施しております。

その中では、転入された主な理由とか、それから滞在予定、定住とか、一時的な滞在とか、そういう内容を調査しております。

その中で、移住、田舎暮らしに関するご理解とか、アドバイスなんか入れるようなことを、そういうことを呼びかけするコーナーを設けることとか、そういうことを、今すぐできるんじゃないかということ、担当者レベルでは考えています。

その他ですね、協力隊の SNS なんかを開設してですね、田舎暮らしの情報発信することで、田舎での暮らしはこういうのがありますよっていうのを、事前に知っていただくということで、何らかの対策になるんじゃないかなというふうには考えておまして、いろいろアイデアを出しながら、やっていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮川徳光君。

5 番（宮川徳光君）

支援窓口を通じない方への対策として、考えていただける、いただいているということですが、ぜひですね、窓口を通すようなかたち、あるいはそれに近いものにしていただいて、地区内に入っておいでた時のその最初のスタートはすごい大事な時点、時だと思えますよ。

それによってご近所さんとも、地区とも、地区内に馴染んでとかいうようなことに繋がっていくと思いますので、後からふいに思いもしなかったことを、その地区の区長さんに言われて、へえ、というふうになると、というふうなことを危惧しましての質問ですので、ぜひ、対応、今言われた前段の対応に近いものを作っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10 時 35 分まで休憩します。

休 憩 10 時 21 分

再 開 10 時 35 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長から発言を求められております。

これを許します。

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

失礼致します。

先ほどの宮川議員のご質問の中で、お答えできておりません項目が一つありましたので、お答えをさせていただきます。

汚水処理人口の普及率でございますが、令和3年度末の数字としまして53.5パーセントでございます。以上でございます。

議長（中島一郎君）

以上で、住民課長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それでは、通告書に基づいて、今回は3問について質問を致します。

少々喉が痛いので、聞きづらい声になっておりますが失礼します。

1問目ですが、マイナ保険証についてです。

最初に、通告書の記述に間違いがありますので、訂正をお願いします。

カッコ5の中ですが、資格証明書と書いてありますが、これは資格確認書の間違いです。

よろしくをお願いします。

それでは、カッコ1に入ります。

政府は来年の秋、マイナンバーカードと健康保険証を一本にしたマイナ保険証にするため、健康保険証を廃止すると言っています。新聞紙上やニュースで、トラブルの続出が大きな話題になっているマイナ保険証ですが、誤って他の人の情報が登録されたり、システム不具合で医療費が10割負担になったり、その他様々なトラブルが出てきて、それら混乱の中で大きな批判が全国で起きています。健康保険証は、ご存知の通り、住民が長い間使い慣れたもので、病院にかかるときは必ず、携帯して、保険証のおかげで、日本中どこにいても安心して病気の治療が受けられます。言ってみると、私たちの命綱ともいえる大切なものです。これが廃止になればどうなるのか。住民の間では不安が広がっていますが、今後どうなるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮地議員の一般質問、マイナ保険証についてのカッコ1健康保険証廃止の不安があるが今後どうなるのかについてお答えを致します。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆるマイナ保険証につきましては、本年6月9日に公布されました改正マイナンバー法において、1年6ヶ月以内の政令で定める日から施行されることになっております。

このことから、遅くとも来年12月8日までに施行されます。施行日までに公布された保険証につきましては、最大1年間は利用が可能です。

例えば、国民健康保険で言いますと、令和6年8月1日に、翌年度の保険証を交付しますが、この場合、令和7年7月31日の有効期限までは利用が可能です。それ以降は、紙の保険証は廃止となり、マイナ保険証で医療機関を受診していただくこととなりますが、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、保険証の代わりとなる資格確認書を交付をすることになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

今、廃止になっても1年間、今の保険証は利用可能だよという答弁がありました。カッコ2に移りますけど、すみません。カッコ1番についてはもっと細かいことはずっと、質問の中で詰めていきますので、カッコ2番にいきます。

マイナ保険証になりますと、介護が必要な高齢者とか障害者の方の利用について伺っていきますが、健康保険証は、月の初めに、一度病院に出せばいいわけですが、マイナ保険証だと診察のたびに、4桁の暗証番号を自分で打ち込まないと、受診できないとあります。カードを他人が取り扱うことはできない。とあるんですが、しかもですね、この暗証番号は、3回続けて間違えるとロックされて、市町村窓口で解除手続きが必要になります。高齢者や障害者が自力でマイナ保険証を使うことは困難じゃないかな。利用するのは難しいんじゃないかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ2、マイナ保険証になると、介護が必要な方など、利用が困難になるのではないかについてお答えを致します。

要介護の高齢者の方や障害のある方などが支援を受けて受診をする際に、マイナ保険証で暗証番号入力や顔認証を行うことが困難な場合が想定をされます。

この場合には、申請によりまして、資格確認書の交付が可能となっております。それを医療機関や薬局の窓口で提示をしていただくことで、これまで通り一定の窓口負担で医療を受けることができます。

また、継続的に必要と認められる場合には、更新の際に、申請によらずとも、引き続き資格確認書の交付が可能となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

資格確認書が発行されると言われましたが、っていうことはマイナ保険証をもう不自由な方は使わないと、そういうことなんですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

マイナ保険証を使って受診がしづらい方、先ほど議員ご質問の通り、支援を受けて受診をする際には暗証番号等入力が難しい場合がございますので、そういった場合は申請いただくことによって、資格確認書を交付をさせていただきますので、そちらを窓口で提示をして、受診をしていただくということになります。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

ですから、確認ですけど、そういう方をやりづらいか使いづらいは、マイナ保険証を使わないで、資格確認書でやっていくと、受診していくということによろしいんですか。

再度お願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

資格確認書を使って、医療機関を受診ができるということで議員ご質問の通りです。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

つまり体が不自由な方とか、高齢者で大変な方とか、そういう人は、マイナ保険証じゃなくて、資格確認書でいくということでした。大変、この点は危惧されておりますよね、マイナ保険証作ったって、使えないと、いうことは結局資格確認書になっていくということですね。

カッコ3番にいきます。

特別養護老人ホームなどでは、緊急時に受診できるように、入所者全員の健康保険証を預かっております。

入居者さんの状況により、頻度はまちまちですが、入居者の医療機関に職員さんが受診に付き添ってくれます。うちのお母さんなんかもそうして受診してはいたけども、ただ保険証預かってもらってましたが、多くの利用者、入居者の方がマイナンバーカードになりますと、職員さんは暗証番号まで管理して、もしもなくなったら、個人情報漏えいとか不正費用など、責任問題にもなりかねないそういう心配の声があります。

職員がマイナ保険証を預かり、暗証番号を管理するには責任が重過ぎるのではないのでしょうか。ただでさえ、介護施設の現場は忙しくて、常に人が足りない職場が多いわけですが、現場ではかなり混乱が起きるのではないかと危惧されておりますが、どうでしょうか。

そして、職員への負担も増えるのではないかと思うのですが、そのようなことになるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ3、介護現場での混乱や負担増になると思うかどうかについてお答えを致します。

町内の介護現場等での大きな混乱などが起きていないようではありますが、担当部署よりヒアリングをさせていただいたところ、マイナンバーカードと暗証番号の管理に不安を感じているというご意見はいくつかいただいているようでございます。

具体的な例としましては、緊急対応時や施設職員が医療機関受診の支援をする際、顔認証ができない場合などにパスワードを入力するケースなども想定をされます。

このことから、カードはもとより、暗証番号を管理しなければならないことへの不安があるのではないかと考えます。

そんな中、本年11月より、暗証番号の管理に不安を感じている方が安心して、マイナ保険証を利用できるように、暗証番号設定が不要なカードの申請受け付け、交付が予定をされております。

医療機関や薬局の窓口では、暗証番号の入力が必要のないマイナンバーカード、マイナ保険証を利用して、顔認証や目視確認等で本人確認を行い、オンライン資格管理ができます。

また、本人の同意に基づきまして、過去の受診や薬剤情報などのなどを医療機関や薬局に提供することも可能となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

職員さんにも不安があるっていうのは私、事実だと思うんですね、他人の暗証番号を管理するっていうたら、かなり責任がありますので、そういう場合、今お聞きしますと、暗証番号が不要なカード、発行し、せざるをえないということですよ。

これではね、今のままでは、職員も大変、患者さんも大変、国民が大変ということですね。そういう意味では、今後いろんな意味で、補充されたり改良されたりしていくとは思いますが、今のままではなかなか不安もたくさんあって、大変だということあります。

それで顔認証って言われましたけど、この顔認証もなかなか大変らしくて、これは新聞であったんですけど車椅子に座っていると、顔認証のところへなかなか届かなくてですね、ならないとかですね、目をパチッと開けてなきゃいけないとか、いろいろ顔認証自体が難しいっていうのが今のところですよ。ありますし、そういう機械も入れななりませんから、こういう点について何か不安の声とか出ておりますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

顔認証がうまく認証できない場合ですとか、議員ご質問のとおり車椅子の角度の問題もあつたりするので、なかなか認証しづらいケースっていうのはお聞きをしております。そういったケースにつきましても、暗証番号のないものであれば、目視確認等で本人確認をすることが可能となっておりますので、そういった場合につきましても、暗証番号不要のカードを交付することができるようになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

ですからマイナ保険証っていうのがどんどん、今のままじゃ駄目だっていうことで、変わっていったら、ということですよ。

カッコ4番に行きますね。

マイナ保険証を实际使い始めますと、全国では別人の情報が紐づけされたり、様々なトラブルが続出しております。医療機関で別人の登録があり、他の人の情報で治療をされたとします。これは命に関わる問題ですよ。

マイナンバーカードでも、コンビニで証明書を受け取るとか。これ、マイナ保険証じゃなくてマイナン

バーカードですね。それでコンビニで証明書を受け取るとか、そういうサービスに別の人の住民票の写しが出てきたとか、受け取り、ポイントとかですかね受取口座では手続きをしたときに、普通子どもの口座を作っておりませんので、そういう家庭が多いんですが、親の口座を登録した場合のトラブルは全国で多発してると、それが新聞に載っております。

全国の例では言い尽くせないぐらいいろんなトラブルがあるんですが、町内では何かあるでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ4、全国では別人の情報が紐づけされるなどのトラブルが発生しているが町内ではどうかについてお答えを致します。

現在国が行っております、マイナンバー情報を総点検において、各制度所官庁がそれぞれ関係機関及び紐づけ実施機関と連携をし、11月末までに個別データの点検作業を行うことになっております。

このため、すべての点検結果について把握をしているわけではございませんが、例えば、町の事務である国民健康保険につきましては、住民基本台帳とシステム上連動させております。住民票、住民基本台帳に記載のあるマイナンバーカードを、そのままシステム連携して利用しておりますため、ヒューマンエラーと呼ばれる人的ミスは発生しません。

そうしたことから、紐づけ等のトラブルは確認がされておられません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今あのヒューマンエラーは今のところないということでした。それは大変いいことだと思いますよね。これが登録とか、他人のものが登録されたり紐づけされたりしたら、大きな混乱になりますし大きな問題になりますから、今後も職員さんは大変ご苦労ですが、この点を気をつけていただきたいと、そういう内容のものですよね。カッコ4番はこれで終わります。

かっこ5番にいきます。

マイナ保険証は、まずマイナンバーカードを持たない人はもらえません。でもマイナンバーカードを取得するのは任意ですので、強制ではありませんので、マイナ保険証を持たないと資格確認書を発行することになるということでした。

これは、資格確認書っていうのは、今の保険証と同じような扱いと考えてよいでしょうか。

今私たちの誰もが使っている保険証は、期限が切れる1ヶ月前に役場から次の保険証が自宅に送られてきます。しかも、今使ってる保険証と間違わないように、色違いで、次の1年間の使用期限を入れて送ってきてくれます。当然、住民負担もなく、住民がお金を1円も払う必要もありません。

また使用期限が終わる日にちを忘れることもあるんですが、それを忘れていても、また気がつかなくても、役場から自動的に送られてくるので、とても助かります。特に高齢になると、忘れてたり期限がわからなくなる、そういう心配がありますが、そういう心配もしなくていいですし、大変親切で安心な住民の医療と健康を守るための重要なものだと思いますし、それを役目を果たしていると思います。

そして健康保険証というのは、身分証明書としても使えますが、万一なくした場合でも、再発行を無料でしてくれます。

今回、マイナ保険証を持たない人には資格確認書を発行されるといいましたが、資格確認書というのは、それらの点を含めてどういうふうになるでしょうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ5、資格確認書の発行とあるが住民負担はないのかについてお答えを致します。

資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない方全員に無償で交付を致します。

この資格確認書ですが、当初は有効期限が1年とされておりましたが、先月の首相会見にて、5年以内とし、各保険者が、設定するという事になっております。

また交付につきましては、当初は、マイナ保険証をお持ちでない方からの申請により交付をすることになっておりましたが、こちらも対象者すべてに職権にて、つまりプッシュ型の交付となりました。

また、マイナ保険証書を紛失した場合などについては、カードの再発行に一定の時間を要しますが、そのような場合でも安心して医療が受けられるよう、申請により資格確認書を交付できるようになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

資格確認書も保険証と一緒になくなることもありますし、今のお話ですと、お金はいらない、住民負担はいらない。でプッシュ型で送られてくると、そういうことでした。

健康保険証が廃止されますと、マイナ保険証を持たない人に今言ったように資格確認書が送られてくるわけですが、資格確認書は、今のお話聞いただけでも、住民には、制度が新たになるわけですから、特に高齢者や物忘れや判断が少し難しくなった人には大変わかりづらい制度です。

今の保健証は全員が対象ですが、資格確認書はマイナ保険証を持たない人が基本的に対象ですよ。

それではですね、マイナ保険証を持たない人を、今答弁があったかもしれませんがマイナ保険証を持たない人、どのように特定するのでしょうか。

また持っても使わない人もおるわけですが、どのように特定するか教えてください。

そしてですねその分、役場では余計な作業が増えるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

この2点についてお答え願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

保険証ですので、町の事務でいうと国民健康保険が町の事務にはなっていますが、国保でありますと、マイナ保険証をお持ちでない方というのは把握ができておりますので、持たれてない方にプッシュで送ることはさほどの負担はないです。

ただやっぱり議員ご質問の通りわかりづらい部分は当然あるかと思っておりますので、更新の際に丁寧な説明

はする必要が有ると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

でも、今の答弁ですと、資格確認書を発行する人、マイナ保険証を持たない人は簡単にわかるという意味ですかね。特定は簡単にできるということですね。

そして、二つ目に示したので質問したのはですね、余計な作業が増えるんじゃないかなと思ったんですが、その点も、特別それほどのことはないというのでよろしいんですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

保険証の国民健康保険に限って言えば、町の事務作業というのはそれほど多くはないと思ってます。ただし社保等については、どういった作業にするかっていうの把握できておりませんが、国民健康保険については、そこまでの大きな事務負担にはならないと思います。

ただし、先ほど少し答弁させていただいたように、これまでと制度、やり方が変わるということで、資格確認書をお送りするときに、丁寧な説明も添えて、送る必要があるかと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

資格確認証になっても、国保の場合でしたらそれほど問題はないということでした。それから、少々の煩雑になるけども、大したことはないということでしたので。もう一つですね、先ほど答弁もありましたけど、健康保険証っていうのは、1年ごとに自動的に更新したのが送られていきますよね。有効期限というのも原則ないわけですよ。毎年更新されて、自動的に更新されますので。

それで資格確認書は、有効期限が先ほどの答弁でありましたけど、有効期限があって、当初は1年だったのは、多くの国民の反対意見がありまして、政府は5年に延長しましたよね。でも5年であっても、有効期限があるということですよ。

有効期限が来たら、次のが黙って送ってくるのかな、健康保険証は期限が来ると、役場から送付されてきますが、資格確認書は先ほど、少し答弁ありましたが、わかりづらいですので、この点について答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

資格確認書については、5年以内とし、各保険者が定めとなっておりますので、例えば国保だと何年とか社保だと、ばらつきは出てくる可能性はあります。

例えば国保は何年かというのはまだ決まっておらず、今後、何年に設定するかという話にはなっ

てくると思います。

それと同時に無限ではありませんので、やはり期限が5年以内で設定をされますので、その後の取り扱いについて、例えばプッシュ型なのか、申請型なのかっていうのは、現時点ではまだ確定はしておりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

プッシュ型っていうのは、黙ってても送ってくるということですかね。資格確認書、今言われたように、5年の期限って言われてもはっきりはしてない。そのような、言いましたけど、普通は5年と政府は言っておりますわね。申請が必要ですよね、これね。

ほっといたら、プッシュ型なのか、申請はまだ決まってないと言われましたけど、新聞紙上ではもう申請が必要というふうに言われてますが、これ決定してないんですか。黙ってても、期限が切れたら送ってくれるかもしれないんですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

現状、最初の年ですね、紙の保険証から切り替わったときについては、プッシュ型で交付をして、期限が5年以内の設定となります。

その後の更新については、確定はまだされてないと考えております。5年なのか4年なのかも現時点では、各保険者設定がまだできておりませんので、その後についてはまだ確定はされてございません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

わかりました。そうしたらですね、申請が必要でなくなるかもしれないと。今の健康保険証と同じように、期限が切れたら、役場からそのまま自動的に送られる可能性もあるわけですね。

どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

期限を迎えた後の再更新については、まだ確定はされてございませんので、確実に申請しないともらえないというところまでは行っておりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

確実に申請しないともらえないんじゃないかと、私が住民としてはですね、申請しなくてももらえるかどうかというところが、確実にもらえるかどうかというところが大変心配なんですけど、その点は、申請、まだ決まってないので、今の保険証のように、確実に送ってくれるというんじゃないかと、こちらの世論の動向によってはですね、申請なくても送ってくれる可能性はどうでしょうかね。住民はそこすごい心配していますけど。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

初回交付時は、申請によらずともプッシュというのはもう決まっております。その例えば5年後どうなるかっていうのは、現時点では確定はされておられませんし、方針がまだ示されてはいないと理解しております。なので、初回についてはプッシュは間違いありません。ただ更新時にどうなるかっていうところは、今後の動きに注視したいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

課長がそういうんですから、まだ決まってないんでしょう。申請が私は5年後には必要だと思ってましたから。今、世論によっては、同じように、健康保険証と同じように送ってくれる可能性もあるということですよ。答弁に間違いはないと思いますよね。

そしたら資格書、確認書は5年の期限でしたが、マイナ保険証そのものは、期限はないんでしょうか。期限があるとしたら、いつが期限でしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

マイナ保険証の期限もそうですが、マイナンバーカード自体がですね、5年に一度暗証番号等の設定の必要がありますので、区切りとしては5年という単位になってくると思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

ではマイナ保険証も1回取得したけれども、期限があると、今の健康保険証のように、原則期限はないというんじゃないかと5年ごとに送ってくるのかやけど、マイナ保険証の場合は申請しなきゃ取れないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

マイナンバーカード本体自体の5年というご説明をしましたが、紐づけをした保険ですね、マイナ保険証に保険証と紐づけした場合についても、マイナンバーカード自体の更新期限というのは左右されますので、期間としてやっぱり5年という単位にはなってくると思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

マイナ保険証も5年経つと、簡単に言ったら申請が必要ということですよ。

資格確認証は、今のところは、5年経ってそのままいくのか分かってないと、はっきりしてないと言われましたが、5年経つと申請が必要な場合もあるということですよ。

高齢者は特にですね、5年も経ちますと、その間に体が不自由になったり、認知症になる場合もあるかもしれません。

5年ごとの申請や更新を忘れてたり、更新ができない、そんな可能性も十分考えられるんですが、申請はしなかったり、できないとしたらどういう扱いになるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

更新がされ、し忘れたとかですねそういった場合になると、マイナ保険証としてが使えなくなりますが、仮にそうなった場合、新たに紐づけをしていただくか、先ほどご説明した資格確認書というものが即発行ができますので、そういった活用の仕方はあるかと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

課長これ大事なことですけど、期限が9月30日で切れたとしますね。

それで申請は忘れてるか、しなかったとしますと、役場の方が自動的に資格確認書を送ってくれるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

期限が切れてるっていうのは、次回更新時の部分ですよ。その場合申請、現状はまだ決まってるんですが、プッシュであればそのままお送りもできるんですが、ただ途中でですね、マイナ保険証の紐づけを外された場合なんかでいきますと、そもそもマイナ保険証としては使えませんので、ただ、そうした場合に、医療機関が受診できないっていうことがないように、ご連絡いただいて申請をいただければ、資格確認書というものは即日発行ができますので、そういった緊急時の対応については、そういった方法が考えられます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

申請をしなきゃ、マイナ保険証っていうのは、切れた場合はもらえないわけでしょ。そういう時はどうなりますかっていうと、申請しないで、私はね、気がつかなかったとか、忘れてたりとか、体が不自由だとかそういうことで、できなかった場合ですよ。そういう時はどうなりますかってお聞きしてるんですけどどうですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

そういったケースが見受けられる場合で言いますと、更新していないまま医療機関を受診した場合に、資格が切れてるという場合だと思われま。

その場合でいきますと、医療機関の方から、例えば国民健康保険であれば、町の方に連絡が来まして、資格の確認をさせていただくことになります。

そうすることによって、資格の確認自体ができれば、これまで通り受診は可能です。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

それでは、医療機関から保険証が使えませんよ、期限が切れてますよと、連絡があれば役場の方で即対応してくれるということですが、その時の支払いは、待ってくれるんでしょうかね、それとも 10 割負担になるんですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

その場合、医療機関の窓口の方で、町と保険者と資格確認ができれば、一定の窓口負担で考えられます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

医療機関の対応次第では、期限が切れてるわけですよ。

保険者のね、今の保健所でも期限が切れてると、なかなか医療機関難しいです。10 割負担ですが、この場合も期限が切れてると。話し合い自体では、保険証を持ってる扱いをしてくれるんですか。

大変大事なことだと思うんですこれね。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

対応としましては、やっぱり医療機関によるかとは思いますが、ただ電話等で、国保の加入の資格確認の問い合わせが来て、資格確認ができれば、資格を持ってるということにはなりますので、確実なことは言えませんが、そういった資格確認ができた時点で、保険資格はあると見なされるものだと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

しつこく細かく言ってますけど、資格はもう切れてるわけですよ。ねえ、忘れていってるか、まあできなかったかいろいろ理由はありますけど、9月30日で切れてて10月に行った場合ですね、マイナ保険証ですよ。また、資格確認書ですよ。

その場合はどうなりますかって聞いてんですけど。少し単純に答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

保険全般の話ですが、無保険状態というものは基本的には存在しません。いずれかの保険に加入することになっておりますので、保険が入ってない状態というのは想定がされないんですが、更新ができてないとかですね、その結果オンライン資格確認ができないということは、カードの有効期限によっては想定されますが、そういった場合ですと、直接医療機関と保険者が、確認をして、資格があるなしということがお答えできますので、無保険ということにはならないと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

じゃあ資格が切れてても、役場にさえ確認すれば、無保険状態にはならないという答弁で、これ間違いないですよ。だからこれ無保険扱いになるということが問題になってるんですけど。

これ資格っていうのは、期限っていうのはかなり厳しいもんですよ。こういうものに関してはですね、今の健康保険証そうですよ、期限切れてるの持っていったら厳しいですよ、なかなか。それ期限切れてるから次の保険証を忘れたからって役場に聞くっていうことは、私はあまり知らなかったんですけど。

っていうのは、私は間違えてですね、期限切れてるので次の保険証持っていかなきゃならないんですけど、間違えて、今の保険証持っていった場合は医療機関で、駄目だったんです。

実際そういうトラブルを、無保険状態じゃないと言ってもそういうトラブルが起きる可能性があるんで、その時はたまたま忘れたんですけど保険証を、だから大きな問題はなかったんですけど、何て言ったら、健康保険証っていうのは、期限がないわけですから、もう忘れてるわけですから。でもマイナー保険証っていうのは、申請しないもらえないもんですからね。

それでも役場へ電話1本入れたらもう話し合いで、無保険状態にならないということの確認でよろしいですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

現在の保険証でもこれはやっていることなのですが、医療機関等から問い合わせによって、この方の資格の確認をするケースがございます。基本的にはそれと同じような流れにはなってきますので、ただもう一つ先ほどお答えしたように、資格確認書が一度公布をされた方で、要配慮者の方ですとか、そういった方は、更新ではなくてプッシュで、継続した資格確認書をお送りすることができるとなっておりますので、そういった対応も想定しております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

はい。その質問はもう置きますが、政府はマイナ保険証になりますと、医療や投薬情報がすぐわかる便利さを宣伝しております。

しかしそれよりは、薬を受け取ったその場でわかる、お薬手帳の方がはるかに有効だとも言われておりますが、その点についてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

お薬手帳との関係ですが、確かにお薬手帳であれば、今まで飲んでいた薬等も確認ができるので、無駄にはならないと思うんですがただ、人によっては、複数の病院で違ったお薬手帳を持たれてる方もいらっしゃいますので、マイナ保険証で一元管理ができるという点では、メリットの一つだとは考えております。

ただ、現状で言いますと、その情報が反映されるのが1ヶ月程度かかるっていう部分ありますので、現時点では、即、お薬情報とか連携できる状態ではございませんが、将来的にはそういった複数の医療機関もそうですし、医療情報というもの、電子カルテの普及とも絡んでくる話ですので、ただ将来的にはそういった即時、いろんな情報開示ができるというメリットはあると考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

将来的にはということでしたよね。今の現時点ですけど、今の現時点でマイナ保険証に変えるかどうかという問題が、住民の中で大きな話になってるわけですよね。

専門家の話では今課長がちょっと言われましたけど、マイナ保険証では、本人のカルテ。カルテとの情報が共有されてないということですよ。1、2ヶ月かかるって課長、言われましたね。

マイナ保険証で共有されている、つまりお医者さんが獲られる情報っていうのは、レセプトからくるものなので、情報が反映されるまでには1、2ヶ月程度かかると言われてます。

カルテの情報がないので、5年前に手術したそういう経過とか、別の医療機関でやったようなことがわかるようになっていないと。いうふうに言われてます。

マイナ保険証こそ便利と政府は宣伝しておりますが、これでは本当に正確なデータに基づいた治療がで

きるのか、現時点では、専門家から疑問の声が出てるので、今のところ、お薬手帳なんかの方が便利だと言われてる話ですよ。将来的にはなると、課長の話でしたね。将来的にはいつまでか、いつのことかはわかりませんが、住民にとっては大変金がかかりますし、不便になったり申請漏れになると、無保険者になったり、課長は無保険者にならないと言いましたが、そういう可能性がありますよね、申請できてないですから、期限が切れてますから。

便利さだけが宣伝されるということで、政府の流す情報だけでなく、あらゆる方面から、また行政の方でも検証を行って欲しいと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

将来的な国のデジタル化の動きと同時にですね、こういったマイナ保険証を活用すると、今すぐできることは限られてはおりますが、将来的に先ほどお答えさせていただいたような、医療情報の共有とかっていうのができるので、国としてそういう進みがある以上、町としてもメリットなんかもご説明しながら、丁寧に説明をしながら進めていくべきだと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

この点は、すみませんが私はそういうふうに、いろんな角度から検証してますかっていう質問をしたんですよね。多分してると思いますので、今後ですね、便利さだけじゃないんですよと、住民にとってはこういう不便さもあるんですよっていうことはですね、常に、課長のことであり、住民課のことであり、ちゃんとやっているとしますので、その辺をよろしくお願いします。

カッコ6に入ります。

マイナンバーカードは、最高2万円ものポイントはつきましたよね。そして、取得はしたんですが、全国的には、自分の個人情報が漏れたりとか、いろんなトラブルが続出したりすることで、カードを持つのが嫌になったと、そういう返納者も増えているとニュースでは流れております。

返納はできるのでしょうか。できるとしたら、どのような手続きが必要でしょうか。そのときは、もらったポイントはどのようなふうになるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ6、マイナンバーカードの返納ができるのかについてお答え致します。

マイナンバーカードにつきましては、個人の申請により取得をいただくものですので、返納についても手続きが可能です。

具体的には、個人番号返納届けにて返納手続きが可能です。

また、すでに付与されているポイントにつきましては、返納に伴ってポイント返還ということにはなりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

ポイント返還にはなりませんっていう、なかなか行政的な言葉ですよ。

ポイントは返さなくていいですよとっていただいたら、住民は大変わかりやすいです。

そして、マイナンバーカードも、マイナンバーカードそのものは返すことができますよと。

そりゃそうですね。マイナンバーカードというのは自分があくまで任意で取得するものですから、返すことも返納することも可能と。その場合は手続きが役場でできるということですよ。

その返納方法ですか、きちんと住民に知らされてるでしょうか。返納に関する表示はあるでしょうか。

それから知らされているとして住民にですね、これは返納もできますよというそういうのが知らされているとしたら、どのようなお知らせをしてるでしょうか。カード取得のときに、返納することも可能ですよというふうに付け加えて言われているのでしょうか。

どういう方法で、知らされてるか教えてください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

返納についての記載を、広報等でお知らせしたことは今まではございませんが、お問い合わせによりまして、例えば返納したいという方がいらっしゃいましたら、具体的な手続きの方法について、ご説明をしております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

全国ではですね、返納方法をお知らせしている自治体が多くあるんです。

だからこれはですね、親切なことです。役場でもきちっとですね、お知らせするべきだと思うんですが、その点は約束していただけますでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

例えばホームページなどに、いろんな行政事務の手続きの仕方が載せておりますが、その中に、かなりたどっていかないといけない部分になるかもしれませんが、手続きの一覧としては、載せることは可能です。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

ホームページに載せることは大変大事だと思います。

でも、パソコンを見ない人、スマホを持ってない人、パソコンを見てもホームページまで行き着かない人、そういう方もたくさんいますので、ホームページ載せることは大事なことです、やって欲しいですが、返納もできますよっていうのをどこかにですね、きちっと渡せお知らせすべきじゃないかなと思うんですがその点はどうでしょうかね。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

もともと、交付時にですね、そういった返納についても一定ご説明はしておりますが、ただ先ほどの事務手続きの中の、QA といいますかこんな時ってという項目がありますので、そちらに記載をする、紙面の都合がありますが、可能であればそういった掲載はしていくこともできるかと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

いろいろ細かいこと言いますので、できることはしてくれるということで、いつもここで妥協するから私はね、大体質問がね、詰んでんでいかないんですけど、期待しておりますし、信頼しております。

カッコ7 番にいきます。

60 年かけて培ってきた国民皆保険制度は、日本中どこに住んでいても、収入に差があっても、誰もが等しく医療が受けられる世界に誇れる制度だと思います。

こんな国民にとって命と健康を守る大事な健康保険証を、今お聞きしますと、マイナ保険証はなかなか大変なんです、わざわざ健康保険証をマイナンバーカードに結びつけて、マイナ保険証にする必要はないと思います。

健康保険証とマイナ保険証との違いを比べるにつけても、また、いろんな問題を抱えて、住民が戸惑いとか、混乱を招くマイナ保険証、今の実態を知れば知るほどですね。今ある保険証をそのまま残して欲しいという世論は、全国で日を追って増えております。

全国誌の毎日、朝日、読売新聞も社説の中で、保険証廃止は立ちどまるべきと言っております。

住民の戸惑いや反対世論も多い制度ですが、町としては、それに対して何かアクションありますか、それとも国がやってるから、そのままやるべきだと、ゴーゴー的な方向ですよ。そういうことなんですか何かアクションありますか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、カッコ7、戸惑いや反対世論も多い制度に、町としてアクションはあるかについてお答え致します。

マスコミ報道などで、別人の情報が紐づけられるなどのトラブルが発生しておりまして、不安を感じていらっしゃる方がいることは承知しております。

一方で、マイナ保険証を利用することで、本人の同意を前提としながらも、過去に処方された薬剤情報や検診の受診情報なども、医師や薬剤師に共有をされ、そのデータに基づき、最適な医療が受けられるよ

うになります。

また、複数の医療機関で処方されている医薬品の重複回避や飲み合わせの問題などが確認でき、処方の調整ができることなどのメリットもあります。

重複処方の回避などにつきましては、副作用による健康被害を防止し、結果的に医療費適正化にも繋がるものだと考えます。

その他、これまで申請手続きが必要であった限度額適用認定書につきましても、マイナ保険証であれば同一医療機関で、高額医療費の1ヶ月の限度額を超えてしまう支払いが免除される、などのメリットもございます。

先月の首相会見でもあった通り、健康保険証の廃止は、国民の不安払拭が前提になるという方針でございますので、先ほどお答えしましたメリットなどについても、丁寧にご説明していきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

今言われたメリットは先ほどずっと質問の中で言ってきましたけども、将来的なものもかなり含まれておりますよね。様々な問題が次々と明らかになって、トラブルも続出しているマイナ保険証です。

住民に混乱を招く、健康保険証の廃止をやめて欲しい。そういう世論は日に日に増えております。

今使っている健康保険証を、絶対残して欲しいとの多くの住民の声を代表して、今回質問に取り上げました。

行政としても、住民にとって何が大事なのか、よくよく検証されてると思いますが、メリットだけが表に出るんじゃなくて、国に言うべきことは今後も言って行って欲しいし、町村会などでも声を上げて欲しいと思い、ぜひアクションを起こして欲しいと思っております。

これで、答弁をお願いしても同じことですので、こういう方向で今後も頑張っていたいただきたいと思います。

1番の質問を終わります。

次に国保問題に移ります。

2030年の国保保険料水準の統一というのが、県の説明会がありました。

6年後には、県全体で保険料統一するということでしたが、内容が複雑で難しく、一度聞いてもわからない点も多く、わからないゆえに、少し本題からずれるような質問があるかもしれませんが、その点はご了承ください。

国保税は、加入している人の収入の割には高い税金です。

高く、生活費への負担となって、私たちの暮らしに重くのしかかっている税金の筆頭です。

住民からは、何とかならないのかとの切実な声が聞こえ、この声は、行政もよくよくご存知だと思います。

国保は最後のセーフティネットですが、根本的に構造的な問題を持った税金でもあると思います。

構造的な問題っていうのは、社会保険は勤めてる人の保険です。社会保険の加入者は若くて、働き盛りで元気で、病気とも縁が遠く、収入の多い人たちが加入しています。その上、保険料は、企業負担もあり、国保のように全額負担とは違います。

国保加入者は自営業の方は、まだ若くて元気で収入の多い方がおりますが、その他の加入者は病気とは縁が切れない高齢の年金生活者、収入が少ない上に、企業負担もない、非正規雇用者や、また失業者や病気の人などで、基盤そのものが、脆弱なのが国保です。

構造的にはこのような問題を持っていると思います。

国保はもともと収入が少ない人たちの最後のセーフティネットですが、収入が低いのに、保険料は他と比べて一番高い保険料です。

今回の変更が住民にとってどのような影響があるのでしょうか。私たちの暮らしはどうなるのでしょうか、不安を込めての質問です。

カッコ1番に、県の保険料水準の統一の理由は何でしょうか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、国保問題についてのカッコ1、国保水準統一の理由は、についてお答えを致します。

現行の国民健康保険制度においては、市町村ごとにかかった医療費などを参考に保険料税を決めているため、市町村間で保険料税の格差がつきやすくなっております。

また、全国に先駆けて、人口減少が進んでいる高知県においては、団塊の世代と言われる方たちの後期高齢者医療保険制度への移行も相まって、被保険者数の減少が加速をしております。

このため、小規模な市町村では、数名の高額医療、高度医療の利用により、翌年度の保険料税が上昇してしまうことになり、被保険者の負担が大きくなってまいります。

そういった不安定な国保財政運営を健全化させるために、県全体で国保財政運営をしていくことで、国保基盤の安定化を図ろうとするものが主な理由でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それは大まかな理由ですよ。

カッコ2番に行きますね。

後期高齢者医療制度は始まった当初から県に統一しておりました。保険料も、県からの分担金の額がおりてきて、自治体独自の取り組みはあまり考慮されない制度ではないかなと自分では理解しております。間違っていたら教えてください。

今回の国保もですね、統一した場合は、同じような制度になるのでしょうか。県への分担金もどのようになるのでしょうか。

お尋ねします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、カッコ2、後期高齢者医療制度と同じような制度となるのか、県への分担金はど

うなるのかについてお答えを致します。

現時点におきましては、後期高齢者医療保険制度のように広域運用することにはなっておりません。これまで同様、国保事務や保健事業などは、各市町村が保険者として実施することになります。

県は令和12年度を目標に、被保険者の公平性の確保のため、県内どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料税となるよう、県内国保の水準統一を目指して現在協議、検討をしているところでございます。

また、ご質問の納付金につきましても、国民健康保険法の規定により、これまでと同様に、県が納付金を徴収することとなっております。

この納付金の算定におきまして、これまで、各市町村ごとに医療費の推計を行い、納付金額等を算定しておりましたが、水準統一により、県全体での医療費推計によりまして、納付金額の算定を行うようになります。そこで示された納付金額を賄う金額を保険料税として設定することで、財政を確保していくこととなります。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

まあ、高齢者医療制度とおんなじ制度ではないということですよ。

カッコ3番にいきます。

今の保険料は、今課長の説明にもありましたけど今の国保税っていうのは、医療費の多い少ないで、分担金がそれを反映されてたと思います。それもあってですね、各自治体では、住民の健康増進とか、病気予防のために、何より住民が健康で快適な暮らしが、1日でも長く過ごせるように、それぞれ独自の取り組みに力を入れていると思います。

黒潮町でも、県の日本一の健康長寿県構想というのがありますが、その方針を受けて、様々な取り組みをしており、各地域でのふれあいサロン、健康体操、ウォーキング等々、そしてあったかふれあいの充実等々もありまして、まだここには言い尽くせないほどのいろいろなことをやっておりますが、住民もそれなりに頑張って参加もしてるし、それらの意識づけも相当進んでるんじゃないかなと思います。

このような取り組みは、住民がいつまでも健康で長生きをして暮らせることが主な目的ですが、結果、医療費の削減、国保料への負担が下がる効果があると思います。

取り組みは、それぞれの市町村が、自治体独自の事情を生かした、それぞれ工夫された内容で行っていると思います。

県全体の統一になった場合、この辺の評価や、支援金らしきものがあるとしたら、どういうふうになるんでしょうか。

お答え願います。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ3、各自治体では健康に向けて努力、独自の努力をしているが、これらの評価や支援金等はどうかについてお答え致します。

先ほどのご質問でもお答えしました通り、保健事業につきましては、これまで通り、各市町村が実施を

します。

議員ご質問の通り、保険者である各市町村ではこれまでも各種保健事業等を実施してきております。効果的な保健事業を実施することで、被保険者の皆様の健康維持はもとより、医療費の適正化にも繋がっております。

国保の水準統一の理念として、これまで市町村内で支え合っていた仕組みを、県全体で支え合う仕組みに変わります。

こうしたことから、保健事業などにおいても、すべての市町村で一体的に取り組んでいく必要があります、県は県全体の医療費分析を行うとともに、そのデータに基づき、今年度以降、県と市町村が取り組むべき課題を整理し、効果的な医療費適正化に取り組むための指針として、県版データヘルス計画を策定する予定になっております。

各市町村においても、第三期市町村計画を本年度策定致します。この計画に基づきまして、PDCA サイクルをまわしながら、効果的な保健事業を実施し、被保険者の皆様の健康寿命延伸による医療費抑制を目指していきます。

また、事業の取り組み評価分として交付をされております。保険者努力支援交付金については、今後縮小されるとの情報も入っておりますので、今後の動向に注視して参ります。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

行政用語っていうのはなかなかわかりにくくてですね、格好つけてといいますか、少し私はだから勘違いしているところがあるかもしれませんが、今回統一したらですね、今までは、各市町村の医療費が多い少ない、大小ですよ。それが反映されてたけど、今後反映されないということですよ。

医療費が反映されないとしたら、今私たちが取り組んでる取り組みは、県全体のものになるとの取り組みになっていくというふうに言われましたけど、独自で市町村が取り組みをするっていうことは、課長も言っていましたけど、自分たちの健康、住民の健康や、快適に暮らすということで大変大事なことで、それが結果として医療費が下がった。そういう効果があったわけですよ。医療費が下がると国保料の分担金に反映されると。

そういうことがなくなる、少なくなるというか、削られるというか、支援金については、縮小される可能性もあるということですが、支援金はそんなに大きくないかもしれませんが、医療費の多い少ないに分担金が反映されるのであれば、今まで一生懸命医療費減らそうと思って頑張っていたことに少し変わってくるんじゃないかなとそれはすごく危惧するんですが、その点はどうなのでしょう。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

これまでは、各市町村の医療費によって、納付金の算定がされておりましたが、一律になると、これまで幡多地域が特に同じ状況なんですけれども、比較的医療費が低く抑えられてきておまして、その分、県の納付金というものを抑えられてきた経緯があります。

これが、県全体で算定するとなると、黒潮町だけが医療費低いからといって、たちまち納付金がかかる

というわけではなくて、計算自体が県全体になってしまいますので、大きく言うと医療費が低く抑えられてきたと、また、医療費が高めのところが、一緒に分母が一緒になってくるということで、低く抑えられていたところは上がる傾向には、納付金の算定上あります。

そういうこともありますので、先ほど保健事業で少しお話をしましたが、やはり、保険事業等を頑張っ
て、医療費が低く抑えられてきたということは当然ありますので、医療費適正化のためにも、県全体で同
じようなレベルの取り組みが求められるので、そういったことの指針となるように、先ほどお答えした県
版データヘルスというものを策定し、各市町村が同じレベルの取り組みが行われるよう、指針を決めると、
そういうことで全体の医療費適正化を図っていききたいというのが、県版データヘルスの考え方です。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

課長が言ってることもわからんでもないですよ。

いえ、とにかく医療費抑制、健康予防ですよ。病気予防ですよ。健康増進につけて、みんなで努力
してるし、頑張っ
ていかなきゃなんないそれは、自分たちで住民のためですけど、引いてそれが医療費の
削減に繋がるわけですから、それを各地域で独自にその地域に合ったやり方でやって、そのやり方でや
るとそれが医療費削減になって、国保料に反映されてたのが、今回はもう頑張ろうが、極端な話あんまり
頑張りが少なからうが統一なって、一緒になるからあんまり関係ないという点では、今までのやり方が少
し違ってくるんじゃないかと思うんですね。

それでもそういうふうにして、県全体の取り組みを何とか言うありましたけどそれでやっていくと。

私は、各市町村が独自性を持ってですね、それぞれ状況が違いますから、その地方自治体の役目はです
ね、住民に沿って独特のやり方その地域に合ったやり方をしていくのが一番いいんじゃないかと思うんで
すが、それが生かされないとしたら、なんとか続けて欲しいと思うんですけどそういうことはですね、ま
だこれまだ決まってないわけ、確定じゃないと思うんですけど、そういう声は上げてるんでしょうか。特
に幡多地域は医療費が低いと抑えられたわけですよ。

各地域の取り組みってのは大変大事だと思うんですけど、それらが、医療費ね、保険料にですね反映さ
れて欲しいんですが、そういう声を上げてるんですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

これまでも幡多地域もそうですが、医療費が低く抑えられてきた、市町村からの意見としては、これま
で頑張ってきた部分っていうものが報われないのはっていう意見は、幡多地域としては出ています。

なので、取り組み自体を今後縮小することではなくって、医療費適正化につなぐ取り組みについて、県
全体に展開をしていく、同じレベルで保険事業を行うための、県としての指針、データヘルス計画を作っ
ていくことが、結果的に医療費抑制には繋がるものだと考えておりますので、それぞれの市町村の地域性
を考えた事業をやめるものではなくって、これまで通りしつつも、県全体が同じレベルで、そういったこ
とができるようにしていくというのが大きな目標ではあります。なので、特に幡多地域そうですが、比較
的抑えられた市町村については、そういった現状というものを、県の回答でも、意見としては、毎回出さ

せていただいております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

課長の方も幡多地域では特に声を上げて頑張ってくれてるということですが、県全体に大きな流れの中で、やっぱり各自治体の特色を持って声を上げていくっていうことは、大変大事なことで、それは地方自治体の本旨じゃないかなと思うんですね。各自治体それぞれ違うわけですから、ぜひ今後もですね、頑張っていたきたいと思います。

カッコ 4 番にいきます。

先ほど課長の答弁にもありましたが、県が統一するには高額医療費の問題がありましたね。高額医療費の対応が、今回、統一することにかんして、大きな課題となっているというふうに知りました。

小さな自治体は、1 人でも高額医療費にかかる人が出ますと、経営に大きな支障が出ます。

現在の国保会計は、80 万円以上の高額医療については、市町村全体のプール会計で対応しており、その給付分の 2 分の 1 を国が負担していると思います。もし間違ったら言ってください。多分、合ってると思いますが、そのため、小さな自治体でも大きく、国保会計を揺るがすということには、高額医療者が出て、そういう対応をとっていますので、小さな自治体でも、そういう対応がとられておりますので、大きく変動はなかったです。

県への統一後は、これはどういうふうになるのでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問、カッコ 4、高額医療費への小規模保険者の経営安定する仕組みがあったが今後はどうなるのかについてお答えします。

議員ご質問の仕組みにつきましては、国民健康保険法第 70 条第 3 項に基づく高額医療負担金のことだと理解しました。

小規模な保険者においては、高度医療を受けられる方が数名出ると、翌年度の保険料税の上昇に繋がります。そうすると、年度ごとの保険料税の乱高下が起これ、国保財政の運営が不安定になります。

こうした状況を緩和するための措置として、1 件 80 万円を超える高額医療が発生した場合に、国と都道府県が高額医療負担対象額の 4 分の 1 ずつを負担する高額医療負担金という制度がございます。

全国ベースで見ますと、年々医療給付費に占める高額医療負担対象額の割合は増加をしております、平成 18 年は 2.5 パーセント程度であったものが、令和 2 年度には二倍の 4.4 パーセントまで増加をしております。

一方で、平成 30 年度に国保運営の都道府県化により、保険給付に要する費用は全額を都道府県が支払う仕組みになっており、仮に小規模市町村で高額医療費が発生した場合でも、当該年度の国保財政には影響しません。

こうした状況であることから、国の方では、対象となる高額医療費の基準額引き上げや制度自体の廃止についても検討がされているところではありますが、仮に、高額医療費負担金の制度が廃止になると、県内国保の水準統一化により、小規模保険者への影響は緩和されますが、公費が削減されることにはなりま

すので、これまで公費で賄われていた高額医療費負担金を含めた医療費を県全体で賄う必要があり、結果的に、各市町村の保険料税を財源としなければならなくなりますので、今後の動向について注視していく必要があると考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

確かに高額医療はどんどん増えてますよね。医療機器も進んでますし、いろんな難しかった病気もかなり改善されるという方向がありますので、だから国保会計も大変なんですけど、高額医療が出た場合は、では、今までは国と県でやってくれてた特に、国も県も4分の1ずつと言いましたね。それでやってましたけど、今度国からの支援金というものは、なくなるということですかね、それとも、少なくなるということですかね。だから、全体を統一しないとできないと、そういう意味でしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

この高額の国費負担分ですが、現状で言いますと、今、厚労省の方が予算要求はしているようですが、削減される動きがあるといった情報が入ってきておりますので確定ではございません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

それではですね、削減されるかもしれないというところで、高額医療のことも大きな県の統一なんかね、大きな理由かなと思ったけど、それ大きな理由じゃないんですか。削減されるかどうかわからないということではよろしいですか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

統一の一つの理由としては、先ほどあったような乱高下を防ぐという目的もあります。小規模自治体ですと、高額の方数名出ると、翌年度の保険料がはね上がってしまうということになりますので、統一して、県全体を分母とすることによって、薄まるといいますか、影響が緩和されるというのが、国保統一のメリットの一つではあると思います。

そういう方向、県統一の動きがあるので、本来その乱高下を防ぐといった目的のこの制度ですので、目的が達成されそうなので、削減される可能性があるという情報は今のところ入手しておりますが、来年度どうなるかという確定はまだされてございません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

高額医療がですね、高額医療者が出て、国保税が乱高下するから、だから今までそういうシステムをとってましたよね。80 万以上いったら、今まで種各市町村がプールしたお金と、それから国や県が4分の1出して、国保会計の安定化を図ってたわけですよ。このシステムそのものに問題があって、変えるというふうな、答弁じゃなかったですけど、今までの制度があればですよ。大きな混乱はなかったですよ。来たと思いますね、それで。それで今までやってた制度が、結果、大きな結果があるとか、支障が出たとか、問題があったから、じゃないと思うんですが、それ、小さな自治体にとっては特に大事な制度ですよ。これをそのまま存続できたら一番いいんですが、国の方が財源を削られるかもしれない。今確定じゃないって言いましたから、そういう方向なので、統一していくというふうにとらえるのでしょうか。

それからですね。今までもそういう方向できましたから高額医療はありますけど、高額医療はどんどん高くはなってますけど、なるべく続けて欲しいと、今までやり方ね、そういう声も私はね、県に上げていく必要があると思うんですが、そういう点を併せて、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

確定ではないと申しましたのは、来年度予算についての国保の情報誌がありましてそちらで要求自体は、これまで通り高額医療負担金の部分の計上がされておるようです。で、今後そういった査定とかに移るといった情報が、情報誌等では確認しておりますので、まだ確定ではないというふうにお答えをしました。

で、そもそもこの制度自体、先ほど議員もおっしゃるように、公費が削減されるということは、その分、納付金に影響するということは間違いありませんので、先ほども幡多地域もそうですけど、県とか、そういった幹事会等は月1ぐらいで開催されておまして、その部分でもこういった具体的な部分について、要望も当然していく必要があると思いますし、まだ不確定ではありますが、公費が削られるということには間違いないのでこの部分は気をつけて、要望等もしていきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

公費が削られるので、声を上げていきたいということでしたが、時間もありませんのでカッコ5番に行きますね。まだ時間は大丈夫ですかね。

今回の統一っていうのは今課長からいろいろ答弁もありましたけど、自治体ごとの医療費の大小、多い少ないは、もう無視したといいますか、あんまり考えられない内容に変えられてしまうと思います。

県営の料金統一で、じゃあ住民負担はどうなるのでしょうか。住民にとっては一番関心のある点ですが、今のお話を聞いてますと、料金は値上がりするんじゃないかなっていう心配があるんですが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

宮地議員の一般質問カッコ5、住民負担は大幅に増える可能性はあるのか、統一までに改善の余地はな

いかについてお答え致します。

現在は、各市町村の医療費に応じた負金額の算定になっておりまして、県内でも、幡多地域においては、医療費は低く抑えられており、納付金額もその分抑えられております。これは令和6年度からは、県全体の医療費を全市町村で支え合う仕組みに変わります。このため、県全体で算定した納付金を納めるために、保険料税は上昇する見込みです。

一方で、当町を含め、県全体で見ましても、被保険者数の減少により、医療費総額自体は減少傾向にありますが、1人当たりの医療費については増加傾向にあります。このため、保険料水準の統一によらずとも、保険料税の上昇が想定をされております。このため、保険料水準統一の影響に伴う保険料税の上昇分については、県より激変緩和措置が受けられることになっております。

統一の目標年度である令和12年度までの6年間は、こうした措置、また、基金なども活用しながら、被保険者の皆様に急激な負担を強いることのないよう努めて参ります。

また、先ほどのご質問でもお答えしました通り、医療費適正化の取り組みを県全体で取り組みながら、医療費上昇の抑制につなげるとともに、県が主体となって、県全体の保険料税の徴収率の向上、などについても取り組みを進めることになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

医療費は確かに上がっていきます。そして、加入者もどんどん減っていきます。そういう意味で、国保自体は大きな構造的な問題を持っていますが、だから、大きな課題としてはですね、いつも私ここで言うんですけど、国に声を上げていって、もっと国の方から支援がないと。実際、加入者は減りようわ、収入は減りようわ言うたら、医療費は上がりよう、県に統一しようがなかなか大変だと思うんですね。

いろんなメリットがあると言われましたけど、激変緩和措置もありますけども、結果的には医療費は上がるということですよ、保険料を上げるということですよ。なかなか大変なことになると思うんですけど。

この5番の中に私二つ入れてもう一つ、ちゃんと聞くの忘れてましたけど、2030年までの内容や方法は決定事項ではないですよ一応、県からこの間説明があったのでは、大体こういう方向でいきますよということじゃないかなと思うんですけど、各自治体や住民の声をくみ上げて、今の県が出した案にですね、改善の余地など、取り入れることは可能なんでしょうか、それをお聞きします。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

現在、来年度以降の部分で医療費推計というものを県が行っております。それに基づいて、今後の税の検討をしていくことにはなるんですが、やはり長い期間ですので、令和8年度には中間見直しを行うといったことも記載をされておりますので、制度自体、大幅な変更というのではないかもしれませんが、具体の個別の部分で、各保険者の抱える課題ですとか、そういったものを共有しながら、改善できる部分については当然要望もしていく必要があると思いますので、そういった動きは今後も続けて参ります。以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

はい。

改善できる点は要望も続けていくと、言っていました。その改善の変更が、可能だと、いうことですよね要望していけば可能かどうかやってくれるかどうかわからないけども、やっていくと言いましたが、もう一度ですね、こういう点で、住民のことを考えたら、県は統一するって言ってるけども、こういうところを改善して欲しいとか、こういう地方のちっちゃな自治体の声を反映して欲しいとか、そういうような方向性を持つてるんじゃないかと思うんですが、そういうところをお聞かせください。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほど少しご説明をしました保健事業なんかまさにそうで、取り組んでいるところと、そうでもないところってのはやっぱり県内ばらつきがありますので、そこは当然医療費適正化の観点からも、統一した取り組みが必要であるということは要望しております。

またもう一つ、幡多地域に問わずなんですが、保険料等の徴収率っていうものも各自治体で差があります。そうした部分についても、ある程度統一をするべきだというのが、当町もそうですが、幡多地域全体の考え方として、徴収率が下がると、やはり納付金に影響しますので、適切な徴収事務を、全県下的に行う必要があると。そういった部分が、それぞれの事務の統一っていう項目がありますので、その部分でも要望等して参ります。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

私たちのわからないところもいろいろありますので、課長の方で、本当、住民の声をくみ上げながら、そして住民の立場に立って、どんどんこれからですね、声を上げていって、なるべく保険料上がらないように、そういう方向を私たちは、当然行政も望んでると思いますので、声を上げていって欲しいと思います。

2 番の質問を終わります。

議長（中島一郎君）

ただいま宮地葉子君の一般質問中ではありますが、この際 13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 06 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

質問者、宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

午前に引き続きまして、午後ちょっと声は変ですけど、続けていきます。

3つ質問出してありまして3番目が残っておりますので、3番のジェンダー問題についての質問になります。ジェンダー問題はまだ、はじまったばかりです。多様な生き方を求め、憲法に保障された個人の尊重こそジェンダー平等の柱だと思います。日本のジェンダーギャップ指数は、今年は、昨年よりさらに下がって146カ国中、125位と、残念ながら、世界からみれば大きく遅れた国です。

でも一歩ずつ前に進んでおり、特に黒潮町では、この問題も前向きに取り組んでいると思っています。パートナーシップ制度を取り入れているのは、県下ではまだ少数ですが、幡多地域では、土佐清水市について黒潮町だけです。

また、役場のカウンターには、目立ちはしませんが、レインボーフラッグが置かれています。こんな小さなことですが、10年前には考えられないことでした。目立たなくても、小さなことでも、足元からの積み重ねこそが大切だと思います。

最初にカッコ1として、3点についてお聞きします。まず、役場職員の構成で、女性職員の賃金平均が男性職員と比べて劣ることはないでしょうか。公務員の場合は、比較的男女間の賃金格差はありませんが、世間一般では、まだまだ女性の地位は低く、賃金は男性の平均の約7割弱です。世間一般ではまだまだ女性の地位は低く、賃金は、先ほど言った7割弱ですね。

また、世の中では、女性は、正規労働者が多くて、そのことが、男性との賃金格差を生む大きな要因でもあります。役場での非正規職員の女性の割合はどうでしょうか。すみません。

次に生理休暇は気軽に取れる環境でしょうか。生理は病気でもなく、熱があるとか、腰痛がひどくて動くのが大変とか、世間で知られる病気の類なら休みも取りやすいのですが、生理痛は職場が忙しいのに、自分が休めば他の人に、その分負担をかけるんじゃないか。職場にはさまざまな要因が山ほどあって、言い出しにくいのも、世間ではよく聞く話です。役場ではどうでしょうか、これについてお聞きします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮地議員の一般質問、女性職員の賃金構成、非正規職員の女性割合、生理休暇の環境などにつきましてお答え致します。まず女性職員の賃金平均が男性より劣ることはないかということについては、職員におきましては、条例に定める給与表に基づいて給与が決定されていますので、制度上、職員の給料に男女の差が生じることはありません。

しかしながら、職員の採用や登用、継続勤務年数などにおいて、女性に異なる状況があることや、扶養手当や住居手当、時間外手当などの支給状況においても、それぞれ異なっており、結果として、職員の給与に男女の差異が生じているのが現状でございます。

これらの状況につきましては、本年6月に女性活躍推進法に基づく職員給与の男女の差異について公表を行っており、この公表の中で、令和4年度における任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員の男性の給与に対する女性の給与の割合は、96.5%となっており、女性の給与を男性が上回る結果となっております。

続いて、非正規職員の女性割合につきましては、令和5年7月1日付、時点における会計任用職員216人のうち、女性職員は155人で、約7割程度の割合になっています。これは女性職員のうち、保育職場における職員数が半数程度を占めていることが大きな要因となっているところでございます。

最後に生理休暇は、気軽に取れる環境かということについては、生理休暇は生理日において勤務す

ることが著しく困難であることがある者が、請求した場合に取得できる休暇です。休暇制度の認知は一定されているものと捉えておりますが、過去3年の状況では、年間の取得者は数名程度となっているのが現状で、実情としては生理休暇ではなく、年次有給休暇を取得している場合もあるものではないかと推測しているところです。

生理休暇の取得につきましては、体調不良にも個人差があることや、デリケートな問題でもありますが、今後も希望者が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

丁寧な答弁だったと思います。公務員の職場にして、やっぱり女性の賃金は96.5パーセントと、まあ、いろんな条件はありますが低いということと、それが非正規職員がやっぱり7割いるということでは、世間的にも非正規職員が女性が多いんですけど、ここでは保育職場に多いとは言われましたが、そういう状況に世間一般がなってるということでしょうね、まだまだ多いということで、7割はもう非正規職員。非正規職員の中の7割は女性ということですね。

それから生理休暇の場合は、なかなか生理休暇くださいっていうふうには言いだしにくいのか、数人しかいないということでしたが。まあ、そういう環境はこれから男性職員もよく考慮の上、取りやすいような環境にしていただきたいと思います。

それではカッコ2に入ります。3年ほど前から生理の貧困を訴えて、今回でこの質問は3回目になります。当初はコロナ禍で、生理用品が買えない、汚れたままで我慢して使っている等々、多くの女性の切実な実態が、国中でクローズアップされ、経済的に生理用品が購入できないということが、そういう実態が分かって、ついに大臣まで動かして、生理の貧困に手が差し伸べられました。

そして学校で子どもたちが急に生理になったときや忘れたとき、足りなくなったときとかの対応についても質問をしております。昨年が2度目の質問でしたが、そのときは役場でも、教育現場でも、当初から最初の1回目の質問から比べますと、一歩二歩と内容が改善されており、その点では感謝したことでした。

でも最初からこの問題で訴えてきた本来の結果には、まだまだ届いておりません。生理用品は、女性にとっては、トイレットペーパーと同じように必要なものでトイレットペーパーと同様に、普通にトイレに置いてあって、いつでも必要になれば、使用できることを提案してきました。

時代とともにやがて、全国で当たり前になってくるとは思いますが、公共施設や学校現場では、すぐにも対応して欲しいものです。昨年の質問の、素起こしを読み返しますと私の実力の弱さが、あらわに出ておまして、一歩前進したからいいと思って、執行部を信頼して、道半ばで質問を終えておりました。

その後、何度か1階のトイレは1年間のうちは見てるんですが、1年たった今でも依然として、洗面所に交換カードを置いてあるだけで、そのカードを持って、健康福祉課まで行っただけの交換です。生理用品が必要な人に、必要な場所に置いてあり手がとどく。そんな当たり前の改善が全くされておませんでした。

あかつき館では、交換カードもないし、全く対応してなかったです。まずは役場1階のトイレですが、昨年の質問のときは、青木地域住民課長の答弁で、改善の余地があるようでしたら役場内で協議をしたいとの答弁でしたが、どのような協議がされたのかをお尋ねします。

また通告書には、学校現場がどのようになっているかと、そういう内容のことを書いておりませんが、学校現場ではその後どう改善されているのでしょうか、合せて答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮地議員の一般質問の、生理用品を公共施設のトイレに用意することにつきまして、お答え致します。公共施設、トイレの用意につきましては、町により配備した施設としては、役場本庁舎と佐賀支所、大方あかつき館、拳ノ川診療所、地域子育て支援センターの5施設で、県による、コロナ禍に伴う生理貧困対策のため納品された生理用品を充てて、現在も配備を続けております。

これらの施設を選定していることについては、公共施設の中でも、不特定多数の住民などが自由に出入りでき、トイレも使用できること。また、職員も常時配置できていることで、生理用品の職員による受け渡しや、衛生的な管理ができることによるものです。また、町内の全小中学校9施設には、女子トイレに常時配備しており、養護教諭等により、適正な管理の下に、児童生徒が必要となった場合に利用いただいております。

そのほかにも、社会福祉協議会により、事務所である保健福祉センターと総合センターや、あったかふれあいセンターのトイレにもそれぞれ配布し、施設利用者等に必要に応じて利用いただいていることを確認しております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

課長ね、質問時間短いんですけど、答弁もれなんですよ。前回のときにね、必要なら協議するって言ったけど、どういう協議をしましたか、って聞いてるんですけど。なぜっていったら今はね、去年と全然、前進してないんです。状況が。それじゃ駄目ですからって言ったら必要なら協議しますって答弁が、先ほど紹介しましたが、青木課長が言っているんですね。

執行部の方で協議されてたら、なんかその話があるのかなと思って私、答弁待ってたんですけど状況は、去年と一緒ですよ。

カードを置いてくれているのは、去年のときからは、一歩前進でした。でもそれじゃなくて、もう、その場で置いてくださいと。カードがあったら、理由はいろいろあるかもしれませんが、それを持ってわざわざ、健康福祉課まで行かなきゃならない、必要なときに手になかなか入らないので、それじゃなくて一歩進めてくださいっていうのが、去年の質問ですね。

土居課長が答えてくれたから私はもう、そこでちょっと引いてしまったんですが、全然変わってないんですけど、その答弁お願いします。それから、学校関係は女子トイレに常時置いてあると言いましたが、女子トイレには、前回の答弁ではそうじゃなかったんですが、今は女子トイレ全部に置いてあるんでしょうか。お願いします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

すみません。昨年の4月議会で私が改善の余地があるならば、関係課で協議しますと答弁を致しております。そのことに対する質問だと思います。私の方からさせていただきます。

先ほどトイレトペーパーと同じようにというふうに申されましたが、まあ、トイレと生理用品との違

いはですね、私がちょっと聞いたところによりますと、トイレをトイレットペーパー使用した際に、水に溶ける。水溶性のものとそうでないものが混在をして、浄化槽の維持管理上に問題があると、ということが分かって設置者、管理者ですね自らが水溶性のものを置いたというのが、スタートだというふうに聞いております。

それを受けまして、ただその一方でですね、人権施策とか、福祉施策面からいいますと、やっぱり生活に困窮した女性が、実際、生理用品を買えない方がおるということについては、何か手だてを差し伸べる必要があると、いうふうに理解をしております。言いたくても言えない。また、言いつらい方がおられるのも事実ですので、その方に対する手だてというのは必要だと考えております。

この答弁をですね考えときに、すみません、急きよですね、先週の金曜日に当課の代表メールの方にメールが入ってございました。そのメールの内容を見たのが、今日の10時以降でございました。ただ、そのことはですね、見てみますと、県は、昨年度の生理の貧困に引き続いて、令和5年度、女性の活躍支援事業を実施するという内容で、その内容はですね、令和4年度のときよりパワーアップをして、各市町村に、生理用品のパックで置くのではなくて、個包装、一つ一つにその相談機関なんかを記したものをに入れて、それトイレに設置するカゴまでつけて市町村に配備するように、調査依頼が来ておりました。

ですから県の方は、今までやっておりましたこのような生理用品交換カード、これはもう廃止する。という方針のようでございます。ですから、交換カードじゃなくて実際のをトイレに置くシステムに、この11月ぐらいから、来年の3月をめどにスタートさせるということでございます。なので黒潮町と致しまして、そこはまだ踏み込んだところまでは協議ができておりませんでした。今後、この調査依頼に対して回答しなくてははいけませんので、どういう方法がいいのか。

まあ、受けることを前提にですね、回答していきたいと思しますので、トイレに実際に生理用品を置いてやるというのが、令和5年度において県事業、県社協も含めてですね、行われるという状況であります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

学校の状況について答えさせていただきます。学校においては、すべての小中学校において、女子のトイレで、学校、児童の数によっても違いますが、おおむね複数、1階の女子トイレ、2階の女子トイレという教室等のところに、常時取れるようにプラスチックケースなどに入れて、配備をしております。

で、管理につきましては、総務課長とも重なりますけれども養護教諭が中心となり、養護教諭のいないところは管理職の担当と聞いておりますけれども、その数が無くなっていないか、衛生面が保たれているかなどを確認をいただいているところになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

学校の方は、昨年度よりすすんでいます。昨年ときは1カ所は、そういうところを置くという答弁だったように、教育長がですね、そういう答弁だったように思うんですけど。今は、各トイレに置いてあるわけですね。間違いないですよ。女性用トイレに置いてあるんですよ。

それから、青木課長の答弁ですけど、県のメールが来たからというようなものの来なかったらどうなるか

なという感じでしたが、トイレにですね、水洗トイレにあれを流すと、それを流すということはね、あんまり常識的でないですね。

普通はもうどこでも今は、もうありますので。生理を自宅からまず、考えていきますからね。それはないですので、そんな答弁がくるとは思わなかったんですけど、それはないとしてですね。

社協のトイレですけどね。社協のトイレは前回も言いましたけど、生理用ナプキンはちゃんとね、直接トイレに置いてます。そして職員さんがね、一つ一つパックしてパックで包んで、そこにはですね、お持ちでないときはご利用くださいっていう、言葉まで添えられてですよ、一言添えられて、トイレの中に置いてくれているんです。

何と住民に寄り添った配慮ではないでしょうか。私はさすが社協さんだと思って感心したんですが、社協のトイレの1カ所はですね、生理用品をかわいいポーチに入れて、衛生面がどうのこうのって言いますけどかわいいポーチに入れて、それをトイレに置いてありました。工夫次第では、その場にあったやり方があると思うんです。

役場のトイレをですね社協のように一つ一つ言葉を添えて置いてくださいとは言いませんけど今、県の社協がそういうふうな方向で出てきましたから、少し質問をかえていきますが、課長の答弁では、11月から3月ごろをめどにと言いましたけど、こんなのすぐやったらいいと思うんですよ。

それほど協議いっぱいしなきゃならないような、難しい課題じゃないでしょ、今あるものをすぐやったらいいと思うんです。交換カードなんか持って、ずっと言ってますけどハードルが高いわけですから。それで相談業務と結びつけてとか何とか言いますが、2年前からやったと思いますけど、厚労省はですね、もう相談業務と結びつけるのではなくて、自由に受け取れるように、自治体で判断してくれというのをね、自治体通達が発表かちょっとわかりませんがそうやって言ってるんです。

でも黒潮町は、相談業務に結びつけるとか、何だかんだ言って、依然そのままですので、やっぱり使う相手のこと、住民のことを考えればですよ、そんなこと、そういう答弁にならないと思うんですけど、子どもたちのところは安心しました。やっぱり一番困る子どもたちはね、もう学校に行ったら帰りませんから、大人と違って困り方が違いますけど、相手、子どものこと、女性のことを考えてくれたらそこまでやっていただきたいですよ。

それですぐにやって欲しいと思いますが、時間がありませんから、執行部はですね真剣に私は取り組んでなかったんじゃないかと思うんですけど。よその自治体はどうしているのかなっていう問い合わせなんかは、したことありますか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

他市町村の状況についてはですね、まだ問い合わせをしておりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

それですね、11月から3月をめどにと言いましたけど、今すぐにやって欲しいんですけど、この点はどうか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

はい。県の事業が11月から3月ということで申し上げましたけれども、黒潮町がその事業を受けてやっ
ていくかの回答がですね、もう今月中にしなくてはいけなくなっております。当庁は前向きにこの問題に
ついては取り組んできたつもりですが、その時期がちょっと、議員と申されるのとちょっと違っておりま
すので、基本、今の段階では県の事業に沿ってはやりますけれども、その後のことについては、以前の答
弁で単費でもというような話もしておりましたので。

まずはその衛生面の問題をちょっと考えておりましたけれども。県が、入れ物等も含めて、市町村に貸
与して送ってきてやるということなので、まずその結果、どのような方法がいいのか、これでいいのかと
いうことを検証したうえで、本庁の姿勢の方向性というかそれを決めていきたいと思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

県が一步進めていますから、町もそれでね。ついて行くということは簡単なことですので、早めにやって
欲しいということとですね、よその自治体にもまだ、問い合わせしてないだろうと思ったんです。状況が
全然動いてませんから去年から。それで、お隣の四万十市の現状、現在の状況ですね、それをお伝えしま
す。

四万十市はですね、希望者にはどなたにでも無料で配布をしております。必要な個数がもらえます。ど
れだけこの問題が住民に寄り添ったやり方で実施しているか。少し中身をご紹介しますが、今、全国的に
女性の生理に対して最も手厚い配慮をして欲しいということで、生理用品が配布されています。無料です
と。

本人の代わりに、誰が行ってもらえます。1つですね。必要な個数をもらえます。1回目のときに、カー
ドをくれますので、次回からカードを見せるだけでOKです。

議長ちょっと、時間延長して欲しいんですが、1分だけ。

（議長より、できないとの声あり。）

分かりました。

必要な個数をもらえます。1回目のときにカードをくれますので、次回からはカードを見せるだけでOK
ですと、配布場所ですが、市役所内、福祉事務所、家庭児童相談室、包括支援センター。またほかに社会
福祉協議会センター、人権啓発センター、地域子育て支援センター、つながりネット、これぐらいで、無
料で個数は関係なく、配布をしておりますが。

これぐらいですね、やはり生理の問題、ジェンダーの問題については、黒潮町も取り組んで欲しいと思
うんです。それで今県からもきてますので、ぜひですね、この方向で無料配布になるかどうか、ここでは
答弁はこないかもしれませんが、もう交換カードなんかはすぐにやめて、おいて欲しいと思うんですが
その点をもう1回お願いします。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、再質問にお答え致します。

今現在は、議員ご承知のとおり、交換カードを置いた状態で、現物を置く方法はとっておりませんが、県の方針は、この交換カードをもう廃止するという方針であります。それが、おそらく11月ぐらいからスタートすると思いますので、県の方針に沿って、町と致しましてもその交換カードを廃止する方向で、事業については継続したいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

あと1分ありますので、私が言ってるのはですね、いろんな状況があつて、3回目質問しています。でも、去年から動いてなかった。でも、四万十市もこういうふうにならなくて、いくらでも配布してる状況。県は遅ればせながら、こういうふうになりました。だからもう、今日、受けたらですね、今日から交換カードなんか、外すぐらいの答弁が欲しかったんですけど、どうですか。もう1回。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

はい。庁内で協議をさせてもらいたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

宮地葉子君。

4番（宮地葉子君）

はい。今、全国では女性の生理に対して最も手厚い配慮という、そういう声が出ております。黒潮町でもそういう方向で進めてくれると思いますので、ぜひこれからもですね、こういうことは、ちっちゃいことのように男性にはなかなか分かりづらいかもしれませんが、ぜひですね、こういう方向、役場全体の中で、一課長の問題じゃないと思いますので、手厚い配慮をお願いしたいと思います。これで終わります。

議長（中島一郎君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

次の質問者、矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

それでは、一般質問を行いたいと思います。

令和5年度も折り返し点となって各種事業等の推進や課題に取り組まれておられますが、一方、来年度の当初予算編成に向けての協議も進められていることと推測を致します。そこで、日々生活をするうえで地域や住民の支援策として、来年度予算に反映すべきではないかと、私が思います、2点について質問を致します。

質問に入りますが、1点目のカッコ1防犯灯設置の補助率の見直しについてであります。防犯や事故をなくすことを目的に、防犯灯設置補助金交付を実施しておりまして、地域住民の安全確保に大きく貢献をしているところでございます。ただ、補助条件として1灯、3万円を限度額として、50パーセント、2分の1の補助率となっておりますが、新設や防犯管理の地区負担額を軽減するよう、補助率を見直せないかという質問です。お伺いします。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、防犯灯設置の補助率見直しについての、ご質問にお答えを致します。

黒潮町防犯灯設置補助金につきましては、各地区の防犯灯の白熱灯や蛍光灯が切れ、LED 灯にする場合やLED 灯の防犯灯を新たに設置する場合に、各地区へ費用の2分の1を補助するものでございます。LED 灯への変更に係る補助金の申請が増加したことに伴い、令和3年度より補助金の総額につきまして増額し、多くの地区が活用できるようにしております。

防犯灯をLED 灯へ変えていくことは、LED 灯の特徴である長寿命節電効果がある反面、費用は1灯当たり2万5,000円前後かかっており、補助金を適用しても2分の1の、約1万数千円を地区が支払っている状況となっております。

防犯灯の設置、LED化につきましては、地域の安心、安全を図ることはもちろんのこと、現在進めております脱炭素の取り組みの、一助となることから、人口減少や高齢化などで、各地区の予算も限られている状況等も考慮致しまして、現事業の見直しなど、施策の検討をおこなってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

答弁は前向きに検討していただけるような、ご回答であったというふうに理解を致しました。それはそれで、取り組んで検討していただきたいというふうに思います。この際に、ちょっと一、二点お聞きをしたいことがございます。令和4年度の業務報告書の地域維持活性化交付金の中で防犯灯維持費として、黒潮町、全地区に対しての合計金額でございますけれども、130万円が交付をされております。

これは1灯当たり1,000円の交付でありますので、単純計算しまして、1,300機の街灯が地域の管理しておる街灯になろうかと思えます。今、先ほど、副町長も答弁の中でありましたけれども、今、脱炭素化の取り組み、省エネに対する取り組み、さまざま今後、町として取り組みを進められて、いこうとしておるところでございますけれども、この1,300機のうちに、今時点でどれぐらいなLED化をされてるのかなというのを聞きたい。これもなかなか細かい数字まではわからんかもしれませんが、大体の割合でお願いをできればと思います。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは矢野議員の、再質問にお答え致します。

令和4年度までの実績におきまして、議員おっしゃられたように、町内では、1,314灯が設置されているところでございます。そのうち、このLED化したものにつきましては、298灯となっております、22.7パーセント、LED化ということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13番（矢野依伸君）

はい。LED化は22.7パーセント、23パーセント。まだまだ多くの普通の蛍光灯の街灯が残っておるということでございます。これを大きくLED化へ進めて、まあこの際についていただきたいというのが私の思いでございます。ご存知のとおりこれまでも、町としては消費電力の少ないLED化を推奨しておりまして、1カ月当たりの電気料も大きく削減をされる状況でございます。

これは私の地区のある例でございますけれども、7月の電気料をみてまいりますと、蛍光灯は1カ月に7月時点ですれ今電気料も動いておりますので、一概に言えないんですけど7月でみるならば1カ月に290円、そして年間3,480円。この金額が年間12カ月続いたとするならばですよ。

そして、LED灯にしますと1カ月に115円。年間で1,380円。この7月の料金が電気料金が1年間としてみたときには、そのようになって、1灯当たり、年間約60パーセント、2,100円。この価格でやったら、削減を図れる状況であります。

今、副町長も言われましたように、地域も人口の減少で世帯数も減って、地区費の負担を納めていただく額も、どの地域もですけれども、少なくなっていく。そういう意味からすると、この地域が、あとの電気料らあをみていかないかんわけでございますので、大きく寄与するものじゃないかというふうに思います。

そこで、私からの提案で今後見直してこのことについて、いっていただけるというふうにご回答いただきました。これはじゃあ、どのぐらいに見直したらどうなのかというところの観点ですけれども、数年前に、有線放送の補助率を見直しをされておると思います。補助率90パーセントですかね、1割は地元負担。このぐらいのところの補助率には、見直ししていただきたいというふうに思っております。

そうすれば先ほどの電気料でも、削減。それから補助を、この街路灯の設置の補助対象限度、現在3万円でございます。これからすれば、1灯当たり交換が3,000円でマックスで済むんだと。そういうことであるならばこのLED化も、もっともっと進むんじゃないかというふうに思っております。

あとはもう、先ほど言いましたように、今回、だいたい昨年は予算額が増えてますね確かに増えていきます。それを3年、4年度でみたときには、この今の補助額で、設置の数をみたときに、町の負担増がどのぐらいになるかなというのをみてみました。

5、60万か70万になるかもしれませんけれどもその程度の増額で済むんじゃないかろうかと。これは住民の生活うんぬんから考えるならば、省エネの問題であることも含めて、効果のある、地域に貢献できる内容かなと思いますので、ぜひともそういうふうな観点をもって、もうこれ、今、この中で、補助率何パーセントという言えませんでしょうから、そういうことも観点を持って取り組んで検討していただければというふうに思います。この質問につきましては、以上で終わります。

次の質問でございますが、生活道の支援策についてという質問でございます。町内では、高齢者や一人住まいの世帯の増加、また、高齢者等の世帯ではなくても、家まで軽自動車も入らず徒歩でという、一般的に生活道と呼ばれるものがございます。日々の生活や緊急時の支援などにおいて支障をきたしていると思っております。

例えばのお話でございまして、集落整備事業の中にこの生活道に対する支援策の、事業種目を新たに、つくることはできないかどうかをお聞きします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは矢野依伸君の、一般質問の生活道の支援策につきまして、お答え致します。

現状の地区内にある公共的な生活道や集落道、いわゆる公衆用道路についての町の対応としましては、各地区の代表者から要望書等の提出を受け、現地調査を行い、必要性、緊急性、公益性、経済性などを総合的に判断し、優先順位をつけて、地域整備整備事業や集落整備事業を活用して、修繕や改修をおこなっています。

集落整備事業の実施においては、当事業の実施基準である法定外公共物の改修及び修繕の、項目に基づき、生活環境に影響をおよぼす恐れがあるものに対しては、受益者負担を免除して実施しております。これらは、その生活道が、町が管理する法定外公共物、いわゆる赤線であることをもって実施しているもので、特にその生活道が日常の生活に支障をきたすと判断できるものから優先的に実施しております。

また、法定外公共物以外であっても、既存の道で、公共的な集落道として公衆用道路とみなせるものについては、町有地ではなくとも、修繕等の対応を行っているところです。併せて、個別の判断にはなりますが、地区の出役などで行う修繕に必要な舗装材などの資材を支援することも行っております。

このような町の対応以外で、新たな項目を取るということであれば、私有地をそのまま使った拡張や整備ということになるかと思いますが、将来的に管理区分や道路境界等に問題が生じる可能性があり、補助金といえども、町の予算を使用した新たな整備を私有地で行うということは、現時点で困難と考えております。また、公共的な生活道を自動車通行のため、拡張するなどの改修を町が実施することについては法定外公共物を含めて、現状では実施しておらず、その理由としては、拡張部分の用地買収が必要なことや、町単独で継続して実施していくことは、財政的にも困難であると考えられるためです。

このようなことから、例として挙げられた集落整備事業の事業項目での現状での対応は困難であるものと考えますが、さらに進む過疎化、高齢化、また一人住まいの世帯などの問題は、今後ますます重要になると認識しております。

ハード事業に限らず、ソフト事業も含めて総合的に対応することが必要であると考えております。町単独での対応は財政的にも厳しい面があります。国や県への働きかけや、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

はい。なるべく、記憶にとどめろうって思っておりましたけど、何か整理がつかなかった。一つとしては、法定外公共物、赤線等で該当するようなどこやったらそれはそれで一つは対応しましょう。それから、集落公衆道路等のお話も出ましたですかね。まあ、今の段階でも町としては、できる範囲の制度あるいは、解釈等を持って対応をしていただいておりますというふうには、私も思っております。

ただ、私は、この集落整備事業にこだわっておるところではございません。たまたま私が目について、なんでこう、こういう事例のときに、何の事業で対応できるかなと思ったときに、この集落整備事業という、補助メニューをみてみたところでございます。

この中でできるできんではなくてその点が必要があるかどうかという観点でございますので、新たな制度をもって、その物事が対応できるならばそれはそれで大いに結構だと思います。ただ一つ、この集落整備事業の実施基準の事業区分を見えますと生産施設。あるいは、文教施設。あるいは防災、法定外のもの。

その他、特に事業で町長が特に認めるものというふうにあるんですけれども、別の制度の中では、ない

んだらうかなと思う。整備ができてないんだらうけど、生産施設である小規模な農道、林道と漁業道、あるいは用水路等もありますけど、道でいうならばこれらのことについては、この事業メニューで対応ができるようになっております。

そして、私が申し上げておる、生活道まあこれ、呼び方もいろいろあらうかと思うんですけども、審議に迫っておる解決をしてあげれば、もう少し支援策になる、支援ができるんじゃないかと思うメニューがようみつけない。それからまあ言うたら、生活関連のものをどこで見たらいいんだと。生産施設だとか文教施設だというのは、メニューなんかあるけど、他でそういうものをよう見つけなかったために、質問に入ったわけでございますが。

近隣市町村でもこの生活道の位置付けというものがちょっと微妙ではあらうかと思うんですけども、それに対応してやっている近隣市町村もございますし、全国の中にも見てみましても、いろいろな市町村ございますけれども、先かたいうた、林道や農道だとかいうようなものに該当しないものに対する支援策を持っている自治体がございます。

それも受益戸数、通常行政のことから申しますと、2戸以上であるとか、ああいうようなことが大きな観点あるいは、一定の面積の云々であるとかいうようなことが、補助基準のときにはでてくるのが基本的になってくるんですけども、受益戸数を1戸という、補助基準を持って、あとの条件がございます。その他の補助条件はありますけれどもそういう自治体もございます。

ぜひ、そういうところを参考にしてやっていただきたいと。新たに道をとるか、そんな大きな一般的な生活道でございますので、大きなものじゃない。ちょっと、こさげばいい。ちょっと端を埋めたらいい。あるいはもう、通常赤線道みたいな、90センチや1メートルの道しかないと。

それが、もう一つ、用地であるとか、実施主体がどこであるとか、これは考えなければならぬことがあります。町としてそれを事業主体となって町が進めていくということは、いろんな課題もあるかもしれないけど、これやり方の世界があるんじゃないかろうかというふうに思っております。

それらを含めてもう1回、この事業に対しての、私の質問に対しての、ご答弁をいただければと思います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答え致します。

まず、援助策について、案として、1戸以上という解釈でございます。そもそも、解釈において、1戸以上が公共的なものになるのかっていうところが、ちょっと疑問に残るところがありますが、それらのやり方であったりとか、それからまた、考え方であったりとかいうことについては、議員もおっしゃるように、各自治体の中では、取り組み方がまちまちではあると思いますけれども、実際1戸世帯でその援助策を設けている市町村も、ございます。それらは参考にさせていただきたいとは思いますが検討においては。

ただ、生活道それから、特に私有道っていう考え方においては、どうしても、その維持管理、それから整備については原則として、やはり所有者や、生活道を利用される方っていうのが、どうしても行われるっていうのが、基本ということになっております。

その観点からですね、今、個別の自治体の中で、言われるように、本当、一人世帯だったりとか、また、厳しい住まいの環境とかもございますので、今、私の答弁もしたところですけど、総合的にソフトの関係とかも含めて総合的にやっぱり対応していく関係もあります。

支援策を、どうしても何か他の方法で対応できないかということに関しては、やっぱり検討にあたって、その市町村等の支援策なども参考にしますが、効果、それから財政的な面、それらも含めてですね、本当に本庁厳しい財政状況ではございます。そこらも含めて、再度方法について、その支援策をする線も含めてですけれども、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

総務課長の言われることは、私も分かることは多くあります。しかし、そこでそういう生活実態である人たちに対して、何かできないのか。これはまた戸口の話ですので、検討していただきたい。それから、私有地である。そら、基本、そういうところに対するものは、行政としては、躊躇するはなしだろうと、それも理解もできます。

しかし、近隣市町村の中でも、それから、全国の中でも、そういうものを実施している自治体もございます。これが法的に云々のはなし。あとは合意形成だろうと思います。法的に考えたらまあ、これもうアウトなんですけど、そういう意味はないでしょう。じゃあどこへどういってそれをやっていくときの理屈付をもつか。

あるいは事業主体は、誰がなるのか。いうことにもなるかと思しますので、それらのことも含めて総合的にご検討をしていただければというふうに思います。そういうことで、この2点、来年度予算編成も協議も始まって、だんだん行かれよると思いますので、やっぱり地域に住民の、あるいは暮らしを守る、利便性を図ってあげて、じゃあどうしたらそれが少しでも図れるかというところが、この質問の趣旨でございますので、またそういうことも含めてご検討をお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

議長（中島一郎君）

これで矢野依伸君の、一般質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩します。

休 憩 14時 23分

再 開 14時 35分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

通告書に基づいて、2点質問します。

1、伊与喜小学校の利活用について。第三期黒潮町地域福祉計画の中で、行政の役割として、行政は住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する責務があります。また、住民等が行う地域福祉に関する取り組みを支援し、地域課題や地域生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けた体制や、仕組みづくり、環境づくりの構築が求められます。地域福祉を進める上で大切となる自助、互助、共助、公助のバランスのとれた仕組みを作り、全体の進捗管理を行う役割を担います。

また、住民や関係機関、行政の各部署と連携の強化を図り、地域福祉の視点から、横断的な施策となる

よう、各分野を取りまとめ、地域福祉活動への住民の参画を図り、地域福祉を推進していくこととします。さらに、災害時には関係する全ての機関と連携を密にし、必要な支援が滞ることのないよう努めていきます、とあります。この計画を踏まえて、伊与喜小学校の利活用について問います。

1、地域住民への対応について。6月議会で、利活用について、令和5年度に入ってから、関係する6地区の区長をはじめ、地域住民の意見を聞いていくとの答弁をもらいましたが、その後の話し合いの進捗状況はどうなっていますか。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、水野議員の伊与喜小学校の利活用についての地域住民への対応についてのご質問にお答えします。伊与喜小学校につきましては、関係の地域、保護者の皆様と協議を重ね、休校とすることを決定し、本年4月1日から休校としています。施設の利活用につきましては、本年度に入ってから協議をすることとしておりましたので、現在、関係する6地区の区長様をはじめ、地域の皆様と、協議の日程調整を行うべく、区長様とその日程調整を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

利活用については、様々な使用目的や、それによる支援方法も異なってくると思いますが、中でも、地域福祉計画にあるように住民等が行う地域福祉に関する取り組みを支援し、地域課題や地域生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けた、体制や仕組みづくり、環境づくりと災害時には、避難所ともなっており、その意味でも、地域のコミュニティの拠点として果たす役割が大きいと思うので、それに沿った支援をよろしく願います。

続きまして、2番、地域のニーズへのサポートについて。

例えば、住民からは6月議会でも話したように、喫茶や避難道の標識がわかりづらくなっているの、ミシンを踏んだりして、かかしを作って、それを道中に目印に設置したい等の日々の活動や、以前のようにみんなで集まって、わいわいとにぎやかに盆踊りや、運動会等をして、楽しみや生きがいを持って生活していきたいという要望があります。しかし、年をとったことや、コロナで活動が制限されたことも影響して、なかなか自分たちだけでは、以前のように地域でそんな事ごとを続けていく自信がないので、行政にもサポートしてもらって、地域で生き生きと元気に生活していきたい。それに重点的に取り組むための専門家等のサポートとして、地域おこし協力隊を置いて欲しいという要望があります。可能ですか。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、水野議員の伊与喜小学校の利活用についての地域のニーズへのサポートについての質問にお答えします。伊与喜小学校の利活用に係る地域のニーズへのサポートにつきましては、今現在行っております地域との協議の場により、地域のニーズをお聞きする中で、有効活用などの案がございましたら、適切なサポートをして参ります。

議員がおっしゃられました地域おこし協力隊につきましては、地域おこし協力隊がよいのか、その活用

方法によって様々なことが考えられますので、まずは最初に行う協議の場で、意見を聴取した中で整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

住民から休校前は、体育館の使用料が要らなかったが、休校後使用料が請求され、聞いていなかったとの声がありますが、どのようになっていますか。

議長（中島一郎君）

岡村教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、水野議員の再質問にお答えを致します。

伊与喜小学校の体育施設につきましては、黒潮町立小学校および中学校の施設開放に関する規則、および、学校開放に係る体育施設の照明施設等使用料条例によって、照明を利用した場合に徴収を致しているものでございます。こちらの方につきましては、休校になる前からの条例となっておりまして、休校後に新たに発生したものではなく、継続してなされているものであると認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

分かりました。条例によるということでしたが、なかなか住民の方には、同じ体育館でも、太鼓は別の区分になるということで、憩いの家でもともとやってたということがありまして、太鼓は使用料が要らないのに、他のことでは要るということで、なかなか住民の方も、違いや区分等が分かりづらいと思うので、できるだけいろんな人に分かりやすいように、大きく掲示をしたり、チラシ等を使い、住民目線に立ったやさしい丁寧な対応をお願いします。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、水野議員の再質問にお答えを致します。

先ほど水野議員がおっしゃられました、和太鼓教室につきましては、音楽室の方を利用をいただいているようでございます。黒潮町の学校の使用料条例につきましては、体育施設の分について、いただくことになっておりますので、校内そのもので行う場合に、いただく条例ではございません。

学校の有効活用につきましては、伊与喜小学校以前のこれまでの施設につきましても、今後の利活用について、様々なテスト的な運用を行ってきている状況でございます。そういった部分で合意をいただいております。今後でもですね、学校の体育施設以外の部分で、テスト的に活用をしていながら、地域全体でどのような有効活用で施設全体を使っていくのか、いうことはご意見、検証を進めながら進めていく必要があるというふうに考えております。

体育館の照明につきましては、伊与喜小学校だけではなくて、他の休校になっていない中学校や、小学校の方も、様々な社会体育団体にご利用いただいて、ご負担をいただいているものでございます。そうい

った違いがございますので、ご理解をいただきたいと、いうふうに思っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

了解しました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、2番、消費税インボイス制度、適格請求書保存方式が、町および町民へ与える影響について。

この10月1日から消費税インボイス制度が導入されようとしています。インボイスとは、日本語では、適格請求書といい、税務署に申請をし、税務署長からもらったインボイス登録番号を記載した請求書や領収書のことを意味します。インボイス制度は、消費税の仕入税額控除を適用するために導入される制度です。消費税の課税事業者が売り上げにかかる消費税から仕入れにかかる消費税を差し引き、差額分を納めることとなります。

インボイス制度では、適格請求書、インボイスの保存等が必要です。適格請求書を発行できるのは、適格請求書発行事業所の登録をした事業者だけです。年間売り上げ1,000万円以下の免税事業者の課税業者を選ばなければ、適格請求書を出すことができません。消費税なんて払えない、インボイスが出せなくてもいいから、免税事業者のままでいたい、という場合、発注元の会社は、その人をお願いした仕事の仕入税額控除ができなくなるので、会社側が消費税を多く払わなければならなくなります。そうなれば免税業者が取引から排除される可能性が出てきます。たとえ排除されなかったとしても、免税事業者でいる限り、排除の不安に怯えながら働くことになるではないでしょうか。

インボイス制度は、免税事業者に対して、課税業者になることを迫るもので、税務署に申告の上、平均して一事業者当たり年間15万4,000円以上の納税が発生すると言われていています。その中には、平均月収約4万円のシルバー人材センターで働く高齢者や配達請負をする平均所得2~300万円の軽貨物輸送者も含まれます。私たちは、消費税は買い物の度に今も払っていると思いがちですが、実は消費税を国に払っているのは、消費者ではなく、事業者やお店です。ただその中でも、多様な働き方で小さな商いをする人、つまり年間売り上げ1,000万円以下の零細企業やハンドメイド作家、マッサージ師、ネイリスト、一人親方、個人タクシー、配送業者、赤帽などシルバー人材センターで働く高齢者、伝統工芸などの職人、農家、商店の事業主、ヤクルトレディー、フリマサイトや手づくり通販サイトの出品者、内職といった人々はこの黒潮町でも多く存在する人たちは、これまで消費税を支払う必要のない免税事業者でした。インボイス制度は、支払い能力の低い人々に対して厳しい増税となる可能性があります。インボイス制度を見れば消費税の納税が発生する、そんな負担には耐えられないと、税務署への届け出を拒否すれば仕事がなくなる。このような、どちらに転んでも無傷でいられない、苦役のような選択を迫られるのがインボイス制度です。

インボイス制度導入後、事業者の経費がかさむため、売り値が上昇し、国民全体が物価上昇に悩まされる可能性もあります。このインボイス制度は、事業者と取引をする自治体にも関わる制度です。黒潮町のインボイス対応について問います。

1番、特別会計について。町の会計には、大きく分けて、一般会計と特別会計があります。その中で、水道特別会計について質問します。

町の特別会計である水道課と検針員さんの関係は、水道課が課税業者、検針員さんが免税事業者になります。課税業者である水道課は請負い業務を行う免税業者である水道検針員さんに対して、インボイスを

求めますか。求めない場合、その分は町が仕入税額控除ができないので、消費税を多く国へ納付するようになりますか。その場合、町民の水道代を値上げしますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、水野議員のカッコ1、特別会計について。水道検針員に対し、インボイスを求めるかについてお答えを致します。

水道検針業務につきましては、本年度7名の方と、一つの会社に委託をしているところですが、検針業務に限らず、免税事業者であるか、課税事業者であるかによって対応は異なりますが、現時点でどの事業者が免税事業者であるか、課税事業者であるか分かっていませんので、問い合わせを行うにせよ、免税事業者に対し、インボイスを求めることは致しません。また、インボイスを出せないからといって、取引をやめることなどはありません。

また、現時点で、水道使用料の値上げ等は考えておりません。あと消費税の納税額については、増えることが予測されます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

ありがとうございます。

インボイス登録番号を記載した請求書や領収書はどのように発行しますか、それらのシステム改修に関して掛かった費用は幾らですか。国からの補助金などがありましたか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

水道事業者として事業者の登録は行っております。事業番号の方は水道事業者として登録を行ってまして、システムの改修も行って、現在行っております。システム改修にかかる経費についても具体的に質問ありましたが、現在は37万4,000円を予定しております。あと国からの補助等はありません。

水道のどのようにインボイスを発行するようにしているかという問い合わせもありましたが、検針票に事業者番号を載せて、発行するようにしております。あと、納入通知書等ですねあと督促状、こちらについても事業者番号を載せて発行するような形でシステム改修を行っております。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

分かりました。

今後も検針員さんがインボイス登録をするとすると、消費税納税や申告義務が必要となり、精神的にも経済的にも負担となります。今後も検針員さんや町民への負担とならないように、よろしくお願いします。

2番、指定管理者への対応について、町内の指定管理者は18ありますが、その中の一つ、道の駅への影

響について質問します。ある道の駅では、取引先 300 のうち、インボイスを発行できる業者が 10 ぐらい、あとは免税業者なので、その方々にインボイス登録をしてとは言えない。その消費税分を道の駅が負担することになる。また、その事務作業も膨大で、システム導入をしないので、手作業、残業、人件費がかさむということです。加えて、物価高騰、ガソリン代、電気代等の値上げがあり、経営が苦しい状況と聞いています。このような状況の中、町の顔としての役割も果たす道の駅ですが、インボイスの影響で、ますます経営が圧迫されるという懸念があります。それについてどう考えられますか。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

水野議員の指定管理者への対応についてのご質問にお答えします。

まず、道の駅、なぶら、土佐佐賀とピオスおおがたがインボイス対応をされていない業者との取引がどのようになるのか、それぞれについて対応方法をお聞きしています。まず、土佐佐賀での対応についてですが、これまでと同様の対応を行うそうです。仕入先がインボイス制度に取り組んでない場合でも、取引は続けるそうです。続いて、ピオスおおがたの対応についてですが、なぶらと土佐佐賀と同様に対応をするそうですが、仕入額控除を受けられない事業者からの仕入れが、どこまで店の利益に影響を及ぼすのかは把握しきれてない状況にあるそうです。

続いて、インボイス制度の導入から当面の間になりますが、現行の区分記載請求書等であっても一定割合の仕入額控除が認められていますので、その間に対応方法を考えていくことも必要になると考えますが、指定管理者の経営方針に対しては、町としては、相談に乗ることは可能ですが、最終的な判断は指定管理者自身の判断が必要になって参ります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

ありがとうございます。

独占禁止法の対応については、業者さんに対してどのような周知をされていますか。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

水野議員の再質問にお答えします。

独占禁止法の部分については、業者さんの方にはまだ対応というか周知の方はできていない状況です。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

ありがとうございます。

なかなか難しい問題だと思いますが、今後もぜひ親身な対応をお願いします。

3 番、町としての対応について。町内の事業者さんへの対応について。

黒潮町を愛し、また黒潮町のためにと日々一生懸命働いておられる課税業者さんは、消費税を納税した

ら利益が実質ゼロになる。夫婦2人で働いているが生活が苦しい。インボイス制度ではインボイスをもらえない外注先もあるので、その分消費税増税となり、経営も苦しくなるとの現状を話してくださいました。また、免税業者の大工さんからは、インボイス制度の仕組み、概要やインボイス制度の登録をしたらいいのかどうかと不安を抱え、悩んでいる、という声も多く聞いています。その方たちに対して、町としてどのように寄り添われますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、水野議員の一般質問、インボイスの与える影響についての町としての対応につきまして、お答え致します。

インボイス制度の与える影響について、まずこの制度については、消費税に伴う取引きの適正と厳格化を図るための国の制度であり、町内に限らず、消費税を取り扱う全国すべての事業者に関係するものとなります。また、この制度により、特に影響があると思われるのが、課税売り上げ1,000万円以下の免税事業者であり、これまで消費税を免税とされていた事業者がインボイス登録し、以後の消費税申告をしない限りは、取引先の課税事業者が消費税の仕入控除ができないことで、取引を敬遠さ

れる可能性があるということでございます。

またインボイス制度自体の事務負担の多さなどから、適切な対価が得られないこともあり、小規模事業者にとっては、制度の導入において戸惑う面があるものと認識しております。

これまでの町の対応としては、事業者等からの問い合わせに対しては、総合的な問い合わせ対応窓口である、所管の税務署につないでおり、専門性を持った対応ができていたものと考えます。また、町内事業者に対しては、常時町の商工会が相談に応じており、適切なアドバイスと導入するか否かの判断についての助言を行っていることを確認しております。また、町自体も、インボイスを導入すべき法人格を有しており、事業者との取引のある一般会計と四つの特別会計については、インボイスの登録を済ませており、10月からの制度適用に併せ的確請求により、取引事業者が仕入控除できる体制として、対応をしているところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

問い合わせについては、税務署や商工会へ紹介しているというか、お願いしているということでしたが、相談件数が大体どのぐらいあるかっていうのは、数は把握されてますか。それと、商工会での相談件数は、把握されてますか。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは、水野議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

商工会への相談件数については、こちらの方でただいま資料の方持ち合わせておりませんが、商工会で実施しました講習会であったり、参加者の数について報告をさせていただきます。講習会の数の方は、7回ほど開催してもらって、そこに参加いただいた方は64名の方が参加いただいている状況になります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

ありがとうございます。

今後も町として、できるだけ広報やチラシ、インターネット等を通して分かりやすく周知はできませんか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

このインボイス制度、国の施策であります。問い合わせ窓口は税務署となっていること。また、免税事業者の制度導入は任意であり、導入の判断については、事業者自らが行うもので、町が指導するものではないということもあります。ただ、町からの候補として、そのような状況から、現状では考えておりませんが、今後の事業者等の状況も鑑みて、必要であれば税務署等々相談して、適切な対応をとって参りたいと考えます。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

できるだけ柔軟な対応をよろしくお願いします。

次、国への働きかけについて。いずれにしても、インボイス制度は、免税業者、課税業者、町民の全ての人が対象となり、実質的に増税となる制度です。発注元にとってみれば、これまで品質やオリジナリティ、人柄など、複合的な要素によって続いてきた個人事業主との関係性の中に、インボイス発行できるか否かという税制の線引きが加えられます。仕事を頼みたい、この人の品物が欲しいと思っても、相手が適格請求書を発行できない免税事業者だとわかれば、自分の会社が損をしなければいけなくなるので、取引を躊躇するのは当然です。こういう小さな町での信頼関係を壊してしまうのが、インボイス制度ではないかと思いますが、インボイスの中止、延期などの見直しを求める意見書、採択自治体は、6月議会までに207自治体に上っています。高知県では35自治体のうち20自治体の過半数の自治体で採択されています。国でも39万筆の署名が集まっています。住民からも、黒潮町のような小さな自治体ほど影響が大きいのでは、という声も聞いています。インボイス制度の町への影響について、どう考えますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

このインボイス制度、これらによって、特に小さい事業者に影響が起こっているということは、先ほど申しましたように認識しております。また、延期等を求める意見書等の、どうするかということでもあろうかとは思いますが、それにつきましては、黒潮町として、この制度というものに否定しているものではないところもあります。また黒潮町としては、これらの、もう10月に控えてですね、各インボイス制度を

会計、対応しなければならないと判断される一般会計と、特別会計、それぞれもう登録も済ませております。これらについて、今の状況で、これらの意見書等を国に提出する等の対応は、町としては考えてはおりません。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

住民からは、コロナの影響もまだあるし、物価高騰だし、ガソリン代も上がって、暮らし経営大変なのに、確実に増税となる、この今インボイス、辞めるよう国に進言してくださいという声が上がっています。ぜひ黒潮町として、国に対してインボイス制度の中止、延期などの見直しを求める要望を上げていただくことを、要望します。

以上で終わります。

議長（中島一郎君）

これで水野佐知君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 14分